

泉区連合自治会町内会長会 1月定例会

開催日時 令和8年1月19日（月）
14:00～

1 市連会1月定例会報告事項

- (1) GREEN×EXPO 2027 市出展施設ユニフォーム制作に向けた衣類回収に関する広報チラシの掲示について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】……〔依頼報告事項(9)で説明〕
- (2) GREEN×EXPO 2027 機運醸成の取組について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】……〔依頼報告事項(10)で説明〕
- (3) 「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」の公表とパブリックコメントの実施について
【政策経営局】……〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (4) 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子と横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮)素案のパブリックコメント実施について
【市民局】……〔依頼報告事項(5)で説明〕
- (5) 自治会町内会ポータルの運用開始について
【市民局】……〔依頼報告事項(13)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和7年度 共同募金の実績報告について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	報告 資料1
<広報よこはま掲載：なし>	

令和7年度 共同募金の実績について報告します。

(2) 令和7年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費取りまとめ結果について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	報告 資料2
<広報よこはま掲載：なし>	

令和7年度賛助会費について、各自治会町内会へ依頼した結果を報告します。

(3) 第39回泉区社会福祉大会の開催について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	周知依頼 資料3★
<広報よこはま掲載：なし>	

第39回泉区社会福祉大会の開催にあたり、多くの区民の方々にご参加いただきため、地域での周知にご協力をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(4) 「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」の公表とパブリックコメントの実施について	事業説明 資料4★
(担当・説明：政策経営局経営戦略課)	
<広報よこはま掲載：あり（1月号）>	

令和7年9月に「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、意見募集や市民インタビュー、有識者への意見聴取等も踏まえ、令和7年12月3日（水）に「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」を策定し公表しました。

この素案についてパブリックコメントを行いますので、各自治会での周知をお願いします。

パブリックコメントの募集期間は令和8年1月5日（月）から2月27日（金）までです。

電子申請システム、電子メール、郵送またはFAXでご意見をお寄せください。

パブリックコメントの実施については、素案の概要とあわせて、広報よこはま1月号に掲載しています。

閲覧用の冊子及び配布用の概要版は各区役所へ送付しました。

また、市のホームページでもお知らせしています。

(5) 横浜市防犯のまちづくり推進条例（仮称）案 骨子と横浜市防犯のまちづくり推進プラン（仮）素案のパブリックコメント実施について	周知依頼 資料5★
(担当・説明：市民局地域防犯支援課)	
<広報よこはま掲載：あり（1月号）>	

特殊詐欺などの増加による犯罪情勢の変化や、人口減少、少子高齢化の進展といった社会的変化に対応するため、市の責務を明確化し、市民や事業者とともに安心で安全なまちづくりを進めることを目的とする条例を制定します。また、条例の目的達成と実効性を担保し、体系的な防犯施策を推進するための計画づくりを進めてます。条例案の骨子及び防犯計画素案について、市民皆様の多様な意見を反映するため、パブリックコメントを実施する予定であり、事前に周知を図りたく、この度議題として上げさせていただきました。

・横浜市防犯のまちづくり推進条例（仮称）

市の基本理念を示し、市の責務や事業者・市民の役割を明確化するとともに、地域との協働による犯罪抑止と防犯のまちづくりの方向性を定める条例です。

・横浜市防犯のまちづくり推進プラン（仮称）

【期間 2026（令和8）～2029（令和11）年度<第1期>】

先端技術の活用による防犯インフラ整備をはじめ、市民、地域、事業者、そして行政が一丸となって、犯罪を防止し、安心で安全なまちづくりを進めていくための、今後4年間の施策を体系化した計画です。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(6) 「第39回泉区青少年フェスティバル」開催チラシの掲示について (担当・説明：泉区青少年指導員協議会)	掲出依頼 資料6★ <広報よこはま掲載：なし>
---	-------------------------------

泉区青少年指導員協議会が主催する「第39回泉区青少年フェスティバル」の開催に際し、イベントの周知のため、各自治会掲示板へ開催チラシの掲示をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(7) 令和8年度クリーンタウンいざみ推進功労者の推薦依頼 (担当・説明：泉区地域振興課資源化推進担当)	推薦依頼 資料7 <広報よこはま掲載：なし>
---	------------------------------

令和8年度クリーンタウンいざみ推進功労者の推薦依頼です。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への推薦依頼です。

(8) 令和7年度泉区防災講演会の開催について (担当・説明：泉消防署総務・予防課、泉区総務課)	周知依頼 資料8★ <広報よこはま掲載：あり（2月号）>
---	------------------------------------

いつ起きるか分からない災害に備え、地域の皆様に広く防災対策を知っていただくため、今年度も泉区防災講演会を開催します。

特に、今年度は泉消防署・泉火災予防協会と泉区役所が同日に、それぞれが設定したテーマでの講演会を開催することで、防災に対する機運の醸成を図ります。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(9) GREEN×EXPO 2027 市出展施設ユニフォーム制作に向けた衣類回収に関する広報チラシの掲示について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課・説明：泉区区政推進課)	掲出依頼 資料9★ <広報よこはま掲載：あり（2月号）>
--	------------------------------------

市民の皆様のさらなる脱炭素行動に繋げる「衣類分野の横浜型循環型社会の形成」を目指し、様々な事業者の皆様とともに取組を進めています。

今回、市民の皆様から不要となった衣類を回収し、その衣類を原料としてGREEN×EXPO 2027 の横浜市出展施設のスタッフユニフォームに再生する取組を開始しました。

つきましては、取組実施について、引き続き御理解・御協力いただくとともに、自治会町内会掲示板でのチラシ掲出による広報協力をお願い致します。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(10) GREEN×EXPO 2027 機運醸成の取組について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・説明：泉区区政推進課)	情報提供 資料 10★
<広報よこはま掲載：なし>	

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの券種及び価格が決まりましたのでお知らせいたします。

(11) 泉区制 40 周年記念事業に関する取組について (担当・説明：泉区区政推進課)	周知依頼 資料 11★
<広報よこはま掲載：なし>	

泉区制 40 周年イヤーの幕が開けしました。公式ロゴマークの利用や、関連事業・協賛金の募集について、各自治会・町内会の定例会等での周知について、ご協力をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(12) 自治会町内会役員の負担を減らす便利ツール活用術「生成 AI ってこんなに簡単」講座の開催について (担当・説明：泉区地域振興課)	掲出依頼 資料 12★
<広報よこはま掲載：なし>	

自治会町内会の負担を軽減する便利ツールとして「生成 A I 」を紹介し、実際に操作しながら使い方を体験する講座を開催します。周知のため、各自治会掲示板へチラシの掲示をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(13) 自治会町内会ポータルの運用開始について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 13★
<広報よこはま掲載：なし>	

多くの自治会町内会のみなさまにご申請いただく、地域活動推進費補助金等の申請をオンラインで行っていただけるよう、令和 8 年 4 月より、自治会町内会ポータルの運用を開始し、申請手続きにおける時間的・地理的制約の解消による負担軽減を図ります。

(14) 泉土木管内工事について	情報提供
(担当・説明：泉土木事務所)	資料 14

(15) 泉区の治安情勢等について	情報提供
(担当・説明：泉警察署)	資料 15

(16) 火災・救急状況について	情報提供
(担当・説明：泉消防署)	資料 16

(17) 第 51 回衆議院議員総選挙における投票管理者及び投票立会人の推薦について	推薦依頼
(担当・説明：泉区総務課)	資料 17
<広報よこはま掲載：なし>	

第 51 回衆議院議員総選挙に関して、当日投票所の投票管理者及び投票立会人の推薦、期日前投票所の投票立会人の推薦について依頼します。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への推薦依頼です。

**2月定例会　日時：令和8年2月19日（木）午後2時00分から
会場：4ABC会議室**

★は郵送による各会長への配達　●は他のルートで配達します。

令和8年1月19日

自治会町内会長様

泉区地域振興課

令和7年度 1月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申しあげます。

1月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、1月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【送付物一覧】

	送付物	部数
1	第39回泉区社会福祉大会の開催について 【泉区社会福祉協議会】 区連会議題3	1部
2	「横浜市中期計画2026～2029（素案）」の公表とパブリックコメントの実施について 【政策経営局経営戦略課】 区連会議題4	1部
3	横浜市防犯のまちづくり推進条例（仮称）案 骨子と横浜市防犯のまちづくり推進プラン（仮）素案のパブリックコメント実施について 【市民局地域防犯支援課】 区連会議題5	1部
4	令和7年度泉区防災講演会の開催について 【泉消防署総務・予防課、泉区総務課】 区連会議題8	1部
5	GREEN×EXPO 2027 機運醸成の取組について 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課】 区連会議題10	1部
6	泉区制40周年記念事業に関する取組について 【泉区区政推進課】 区連会議題11	1部
7	自治会町内会ポータルの運用開始について 【市民局地域活動推進課】 区連会議題13	1部
8	「第39回泉区青少年フェスティバル」開催チラシの掲示について 【泉区青少年指導員協議会】 区連会議題6	掲出部数
9	GREEN×EXPO 2027 市出展施設ユニフォーム制作に向けた衣類回収に関する広報チラシの掲示について 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課】 区連会議題9	掲出部数
10	自治会町内会役員の負担を減らす便利ツール活用術「生成AIってこんなに簡単」講座の開催について 【泉区地域振興課】 区連会議題12	掲出部数

【参考】

送付資料は「泉区連合自治会町内会長会」ホームページにも掲載していますので、併せてご活用ください（※区連会の翌営業日までに掲載予定です）。

URL : <http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会長会>区役所からのお知らせ

>泉区連合自治会町内会長会定例会資料

泉区連合自治会町内会長会



資料 1

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 1 月 1 9 日
神奈川県共同募金会泉区支会

各地区連合自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会泉区支会
支 会 長 中 山 懐 利

令和 7 年度 共同募金実績について（御礼）

共同募金運動については、多大なご理解とご協力をいただき深く感謝申しあげます。
令和 7 年度の共同募金の実績について、次のとおり中間報告をさせていただきます。
本年度も多大なご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

皆さまからの貴重な寄付金は、区内の福祉施設・団体等の活動費の助成や、地域福祉推進事業に有効に活用させていただきます。

今後も引き続き、本事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

	令和 6 年度	令和 7 年度 ※令和 8 年 1 月 7 日時点	比較増△減
戸別募金実績額	9,300,097 円	8,597,697 円	△702,400 円

事務局：共同募金会泉区支会 土居・齋藤
電 話：802-2150
F A X：804-6042

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 1 月 19 日
泉 区 社 会 福 祉 協 議 會

泉 区 社 協 発 第 392 号
令 和 8 年 1 月 19 日

地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
会長 貝沼 貞夫

令和7年度 賛助会費の取りまとめ結果について（御礼）

令和7年度泉区社会福祉協議会賛助会費の取りまとめにつきましては、多大なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

取りまとめ結果につきましては、次のとおりご報告します。なお、地区ごとの実績は、別添のとおりとなります。

お預かりしました賛助会費は、各地区社会福祉協議会の活動資金や区内の各種地域福祉事業への貴重な財源として、活用させていただきます。

また、連合自治会町内会ごとに、募集にかかる事務経費を次のとおり交付しますので、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

1 令和7年度賛助会費の実績（令和8年1月7日時点）

自治会町内会の取りまとめ実績	6, 592, 217円
(昨年度実績額)	6, 565, 047円)

2 各地区社会福祉協議会への活動費還元（令和8年1月7日時点）

1 2 地区社会福祉協議会への活動費還元	3, 942, 000円
(昨年度還元額)	3, 267, 000円)

※令和7年度より、地区社会福祉協議会への還元の割合を実績額の60%に変更しています。（令和6年度までは実績額の50%）

3 事務経費の振込について

- (1) 振込額 10, 000円
- (2) 振込先 各地区連合自治会町内会指定口座（泉区役所地域振興課登録口座）
- (3) 振込日 令和8年1月23日（金）予定

【連絡先】担当：丸山（永）

電話 802-2150

FAX 804-6042

令和7年度賛助会費および共同募金の実績一覧表

令和8年1月7日時点

連合自治会町内会名	賛助会費	共同募金会 戸別募金	参考	参考
			日本赤十字社 会費	更生保護協会 会費
中川連合町内会	729,600	1,372,635	970,000	115,500
緑園連合自治会	546,730	782,005	740,076	92,200
新橋連合自治会	706,100	672,600	456,000	50,400
和泉北部連合自治会	410,072	418,490	469,861	53,200
和泉中央連合自治会	1,053,825	1,332,505	866,250	117,500
下和泉連合町内会	314,540	368,770	399,870	36,820
富士見が丘連合自治会	409,215	496,283	473,699	52,200
上飯田連合自治会	672,165	731,790	588,600	66,000
上飯田団地連合自治会	139,000	234,560	179,800	22,500
いちょう団地連合自治会	148,800	189,427	209,300	34,700
中田連合自治会	993,695	1,365,470	1,260,608	194,000
しらゆり連合自治会	269,875	297,167	332,900	33,400
事務局扱い	198,600	335,995	336,200	29,400
合計	6,592,217	8,597,697	7,283,164	897,820

資料3

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 1 月 19 日
泉 区 社 会 福 祉 協 議 會

地区連合自治会町内会長 様
単位自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
会長 貝沼 貞夫

第39回泉区社会福祉大会の開催について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から本会事業運営に、ご理解・ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、この度、区民の福祉の向上と相互のふれあいを目的として、第39回泉区
社会福祉大会を別添チラシのとおり開催いたします。
つきましては、多くの区民の方々にご参加いただくため、地域での周知にご協力
をお願いします。
ご多忙の折、大変恐縮ではございますがよろしくお願ひいたします。

【連絡先】泉区社会福祉協議会 藤原、丸山
TEL：045-802-2150
FAX：045-804-6042

第39回

泉区社会福祉大会



2026

2/27 金 13:30~15:45

会場 泉公会堂

開場 12:45~

入場
無料

予約無しで
ご参加可能
(手話通訳あり)

第1部

表彰式典 【13:30開演】

第2部

第5期「泉わくわくプラン」
完成記念パネルディスカッション
～住民の声をカタチに 広げようつながりの輪～
【14:30開演】

ご来場特典！先着200名様、記念品プレゼント！



【共催】

- (社福)横浜市泉区社会福祉協議会
- 12地区社会福祉協議会
- (社福)神奈川県共同募金会泉区支会
- 泉区役所

＼お問い合わせはコチラ／

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会

TEL: 045-802-2150 FAX: 045-804-6042

市連会1月定例会説明資料
令和8年1月13日
政策経営局経営戦略課

「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」の公表と パブリックコメントの実施について【事業説明】

1 趣旨

横浜市では、2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を進めています。

2025（令和7）年9月に「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、9月の市連会・区連会で市民意見募集の周知についてご協力をお願いさせていただき、大変多くのご意見をいただきました。改めてお礼申し上げます。

これらのご意見等を踏まえ、「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」を策定し、12月3日（水）に公表しました。

この「素案」に対するパブリックコメントを1月5日（月）から2月27日（金）まで行います。地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、各区連会1月定例会で各自治会への周知をお願いしたいと考えております。

パブリックコメントの実施にあたっては、広報よこはま1月号への記事掲載や、各区役所広報相談係などで「素案」の概要版リーフレットの配布などを行っておりますので、あわせてお知らせします。

今後、多くの市民の皆様のご意見を踏まえて、2026（令和8）年5月頃に「原案」を策定します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 内容

単位会長あてに概要版リーフレットを送付します。詳細は別添をご参照ください。

【概要版リーフレットの掲載内容】

- ・「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」の概要
- ・パブリックコメントの実施

実施期間：令和8年1月5日（月）から令和8年2月27日（金）まで

提出方法：以下の方法でご意見をお寄せください。

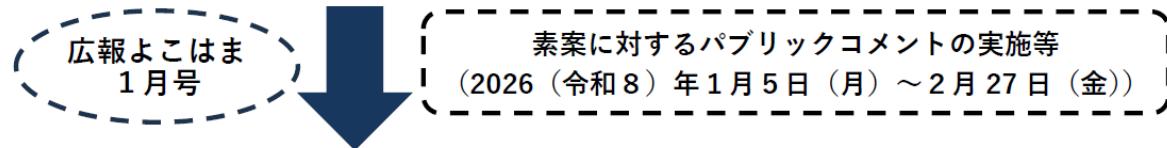
- ・横浜市電子申請・届出システム（右の二次元コードより）
- ・電子メール • 郵送 • FAX



4 参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）

2025（令和7）年12月3日（水） 素案の策定



2026（令和8）年5月頃 原案の策定

策定した原案は議案として提出する予定です。

政策経営局経営戦略課
担当 細谷、二階堂、井上
電話 045-671-3477 /FAX 045-663-4613
メール ss-keieisenryaku@city.yokohama.lg.jp

～未来の横浜を市民の皆様と一緒につくる～

はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を進めています。このたび、「横浜市中期計画2026～2029(素案)」をとりまとめました。市民目線の市政を基本に、現状の課題解決に取り組みながら、魅力ある横浜の未来を創造していきます。

計画の構成

共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けた戦略



戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

総合的な取組

14の政策群と33の施策群

(政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成)

横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた「明日をひらく都市プロジェクト」

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営を更に推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

市役所の改革 | 「行政運営の基本方針」

～リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革)～

市政運営の土台 | 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション～

政策群	目指す姿	施策群
1 毎日の安心・安全 	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯対策の強化が進み、地域防犯力が向上し、犯罪が発生しにくい、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。 ●交通安全対策が進み、子どもから大人まで安心して出かけられる環境が整っています。 ●計画的かつ効果的な老朽化対策・保全更新が進み、市民生活に欠かせないインフラ施設を誰もが安心して利用できる環境が整っています。 	施策群1 防犯、歩行者の安心・安全 施策群2 インフラ施設の安全確保
2 防災・減災 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震防災戦略に基づき、自助・共助・公助の取組が一体的に進み、大規模地震に対して十分な備えができます。 ●風水害のリスクに対し、ハード・ソフト両面の対策が進み、市民の命と財産を守る十分な備えができます。 	施策群3 地震防災対策 施策群4 風水害対策
3 医療・保健 	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた資源を最大限活用し、最適な医療提供体制を構築することで、子どもから高齢者まで誰もが適切な医療を受けられ、本人・家族が安心して生活することができます。 ●各種がん検診の受診者数の増加により、早期発見・早期治療を進め、がんと診断された方が、適切な医療を受け、安心して生活できる環境が実現しています。 ●増加が見込まれる救急需要に対し、安定的な救急体制が確保できています。 ●市民の生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりを通じて、市民の皆様が健やかな生活を送ることができます。 	施策群5 医療・救急・保健
4 こども・子育て 	<ul style="list-style-type: none"> ●全てのこどもを社会全体で支えることで、未来を創ることも一人ひとりが自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会を創り出していく力が育まれています。 ●こどもたちが、様々な遊びや学び、体験機会に接することで、自己肯定感を高められる環境が整っています。 ●誰もが安心して出産・子育てができ、気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことができています。 	施策群6 子育て支援 施策群7 保育・幼児教育 施策群8 こどもの体験機会づくりと居場所の充実 施策群9 困難な状況にあるこども・家庭への支援
5 教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校全員給食を通じた食育の推進や学校施設の老朽化対策・快適性の向上など、誰もが安心して学べる環境を整えることで、より良い教育環境につながっています。 ●グローバルに活躍する児童生徒の育成に向けた、プログラムの充実・支援の仕組みが整っており、こどもたちの能力や意欲向上につながっています。 ●ICT活用指導力をはじめ、教職員自らが学び続ける姿勢で臨み、指導力が向上されることで、児童生徒の成長が図られています。 	施策群10 教育環境の整備(ソフト・ハード) 施策群11 安心して生活できる学びの環境づくり 施策群12 学力の向上 施策群13 教職員

政策群	目指す姿	施策群
6 高齢・長寿 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の活躍・社会参画の機会が充実し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支えあう地域づくりを進めます。 ●見守りの取組や地域での支え合いを推進し、住み慣れた地域で自らの意思で自分らしく暮らすことができています。 ●新たな担い手の参入促進、定着支援等を通じた人材確保や、DXを通じた業務改善などの働き方改革により、介護需要に対するサービスを持続的に提供することができています。 ●必要な施設・住まいの整備や、相談体制の充実を通じて、日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じたサービスの選択が可能となっています。 	施策群14 高齢者支援
7 障害児・者 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児・者やその家族への支援を行うと共に、ソフト・ハードの両面からインクルーシブなまちづくりを進め、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。 ●DX技術等の活用による体験機会・就労機会の拡充を通じて、自分しさを發揮し、いきいきと生活ができます。 	施策群15 障害児・者支援
8 暮らし・コミュニティ 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で、共に支え合い、誰もが自分らしく活躍できている暮らしやすいまちが実現しています。 ●地域コミュニティが主体となって取り組む地域課題(防犯・防災や環境保全、子育て支援など)の解決に向けた活動が継続すると共に、自治会町内会など地域で活動する団体や人々、企業、学校などの多様な主体と連携する「協働による地域づくり」がより一層推進されています。 ●快適な環境の中で、誰もが一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしを実感しながら、安心して住み続けることができます。 	<p>施策群16 地域の生活環境</p> <p>施策群17 学び・交流を支える 地域の情報拠点</p> <p>施策群18 多文化共生</p> <p>施策群19 困難を抱えた人の支援</p>
9 交通 	<ul style="list-style-type: none"> ●市域全体で地域公共交通が充実していると共に、快適に移動できる自転車・歩行者空間と、身近な移動手段が確保され、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちを実現しています。 ●まちづくりと一体となった交通ネットワークの構築や渋滞対策が進むことで、移動の利便性が高まり、市民生活や企業活動が活性化しています。 	施策群20 市民の移動手段の確保
10 にぎわい・ スポーツ・文化 	<ul style="list-style-type: none"> ●ウォーターフロントを生かしたアーバンリゾートの魅力向上により、国内外から観光客を呼び込み、消費の拡大により地域経済が活性化され、活力・魅力のあるまちとなっています。 ●年齢や性別、障害の有無、家庭環境等に関わらず、市内の各地域で隔たりなく、誰もが、スポーツや文化活動に参加できる機会や楽しめる環境が充実し、また、それらを通じて共に認め、支えあうコミュニティが実現することで、市民が生活の質の向上を実感できています。 	<p>施策群21 観光・MICE</p> <p>施策群22 スポーツ</p> <p>施策群23 文化芸術</p>

政策群	目指す姿	施策群
11 産業 	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的な企業誘致により、市内への産業や機能の集積が進み、成長分野をはじめとして新たな雇用の創出や事業機会の拡大など、市内経済の持続的発展につながっています。 スタートアップの創出・成長・立地により、雇用者数の増加や市内企業との協業が進み、市内経済の活性化につながっています。 中小・小規模事業者の経営基盤が強化されることで、事業継続や雇用維持が実現され、横浜経済の成長や活性化につながっています。 グローバルサプライチェーンを支える国際基幹航路を維持・拡大し、横浜港の国際競争力の強化を推進すると共に、企業・物流拠点の立地促進を図り地域の新たな活性化の拠点が形成されています。 	施策群24 経済成長 施策群25 地域産業
12 まちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 都心部・臨海部では、世界に誇る水際線をはじめとする魅力が更に磨き上げられると共に、適正な土地利用誘導を通じて、都心臨海部や新横浜都心における業務・商業機能の集積や、京浜臨海部における産業機能の高度化が進み、より多くの人や企業を惹きつけるまちが形成されています。 郊外部では、鉄道駅周辺や住宅地等において、これまで以上に土地のポテンシャルが引き出され、地域の特色や資源を生かした魅力的なまちづくりが進められています。また、上瀬谷地区においては、GREEN×EXPO 2027開催後のまちづくりが進められています。 	施策群26 都心部・臨海部の まちづくり 施策群27 郊外部のまちづくり
13 環境との 共生 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な脱炭素関連施策の展開により、市民・企業の環境意識の高まりを通じて脱炭素の取組が推進され、ハーフカーボンの達成が確実なものとなっています。 GREEN×EXPO 2027の取組を通じて、ネイチャーベースドソリューションやサーキュラーエコノミーの考え方方が浸透し、市民や事業者の皆様の行動変容につながるなど、新たなグリーン社会の実現に向けた具体的な環境行動が広がっています。 横浜らしいサーキュラーエコノミー施策が展開された結果、環境への影響を考慮して行動する市民が増えていると共に、市内産業の発展・育成につながっています。また、アジアを代表するグリーンシティとして、世界の環境政策、都市政策を先導しています。 	施策群28 カーボンニュートラル 施策群29 GREEN×EXPO 2027 施策群30 循環型社会に向けた取組
14 みどり 	<ul style="list-style-type: none"> 「公園のまちヨコハマ」の推進や動物園のリニューアルによる魅力向上を進めることで、こどもを中心に多様な体験の場が創出されると共に、都市ブランド力の向上につながっています。 身近に農を実感できる機会が増えることにより、市民の皆様の豊かで潤いのある暮らしが実現しています。また、循環肥料の市内農地での活用など、都市と農地が近接している横浜市の特徴を生かした取組が進められています。 大気や水、土壤などの生活環境の保全に加え、樹林地や河川、海などの自然環境が保全されると共に、市街地でのみどりの創出が進み、市民の皆様が水辺やみどりを感じられています。 	施策群31 公園・動物園 施策群32 都市農業 施策群33 みどりの保全と創出

「横浜市中期計画2026～2029(素案)」の
詳細はホームページをご覧ください

横浜市中期計画2026～2029 素案 



「横浜市中期計画2026～2029(素案)」 のパブリックコメントについて

募集期間

令和8年1月5日(月)から2月27日(金)まで

ご意見の提出方法

インターネット
入力フォーム

右の二次元コード(横浜市電子申請・届出システム)へ
アクセスし、ご入力ください。



※インターネット入力フォームは、1月5日(月)からご利用できます。

はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。
(切手不要、当日消印有効)

電子メール

ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「横浜市中期計画2026～2029(素案)」についてのご意見である旨を明記の上、本リーフレット内のはがきの設問項目の内容に沿ってご提出ください。



料金受取人払郵便
横浜港局
承認
2480

差出有効期限
令和8年
2月27日まで
(切手不要)

郵便はがき

231-8790

005

見本

ご意見の内容は、本市の考え方とともに、個人情報を除き、後日ウェブページで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。

- ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付や個別の回答はいたしません。
- ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ使用します。

(受取人)
横浜市中区本町6-50-10
横浜市政策経営局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

■住所

横浜市 _____ 区

横浜市外

■年代

<input type="checkbox"/> ～10歳代(未成年)	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代
<input type="checkbox"/> ～10歳代(成人)	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代
<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代～

切り取り線
○○



横浜市政策経営局経営戦略課
TEL:045-671-2010
FAX:045-663-4613

令和7年12月作成

市連会1月定例会説明資料
令和8年1月13日
市民局地域防犯支援課

横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子と横浜市防犯のまちづくり
推進プラン(仮)素案のパブリックコメント実施について(情報提供)

1 背景・概要

特殊詐欺などの増加による犯罪情勢の変化や、人口減少、少子高齢化の進展といった社会的変化に対応するため、市の責務を明確化し、市民や事業者とともに安心で安全なまちづくりを進めることを目的とする条例を制定します。また、条例の目的達成と実効性を担保し、体系的な防犯施策を推進するための計画づくりを進めてます。条例案の骨子及び防犯計画素案について、市民皆様の多様な意見を反映するため、市民皆様の多様な意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

(1) 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

市の基本理念を示し、市の責務や事業者・市民の役割を明確化するとともに、地域との協働による犯罪抑止と防犯のまちづくりの方向性を定める条例です。

(2) 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)【期間 2026(令和8)～2029(令和11)年度<第1期>】素案

先端技術の活用による防犯インフラ整備をはじめ、市民、地域、事業者、そして行政が一丸となって、犯罪を防止し、安心で安全なまちづくりを進めていくための、今後4年間の施策を体系化した計画です。

2 スケジュール今後の取組予定等

(1) パブリックコメント実施期間

2026年1月9日(金)～2月22日(日)

(2) 主な周知方法

- ・広報よこはま1月号
- ・市HP(防災・救急>防犯>お知らせ)
- ・各区役所 広報相談係
- ・市民情報センターでのチラシ配布

(3) パブリックコメント後のスケジュール

2026年3月：意見公募結果を公表

2026年5月～6月：令和8年第2回市会定例会へ上程

3 参考資料

参考1 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

参考2 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案 概要

参考3 チラシ(市民意見募集の実施について)

参考4 意見投稿用紙

横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

名称 「横浜市防犯のまちづくり推進条例」（仮称）

概要 **市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにし、防犯のまちづくりを推進することを目的とします。**

（※事業者や市民の皆さんに義務を課したり、権利を制限したりする内容ではありません。）

条例案の骨子

目的	横浜市における犯罪の防止に関し、市の責務、事業者及び市民の役割を明らかにすること。防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって安心で安全な住みよい地域社会の実現を総合的かつ計画的に推進すること など
基本理念	市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、協働して防犯に取り組むこと など
本市の責務	目的を達成するため、関係機関と連携すること。防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施すること
事業者の役割	事業活動に当たり、犯罪被害防止のための必要な措置を講じること。市の施策に協力するよう努めること
市民の役割	自らの犯罪被害を防止するために必要な措置を講じること。他の市民に犯罪被害が及ばないように留意すること。市の施策に協力するよう努めること
計画の策定	市長は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯のまちづくりに関する基本的な計画を定めること。計画の策定にあたっては、市民、事業者等の意見を反映できるよう必要な措置を講じること
施策の推進	市長は、データ分析やデジタル技術の活用等に積極的に取り組み、市民、事業者等の意識の啓発を推進し、相互に連携と協力を図るよう努めること など

1 計画策定の経緯

本市におけるこれまでの防犯の取組と成果

「よこはま安全・安心プラン」（平成17年策定）

横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、市民一人ひとりが防犯の主体となる自主防犯力の強化を掲げました。この計画では、行政だけでなく、市民、事業者、警察、学校など地域に関係する多様な主体が連携し、地域ぐるみで犯罪を防ぐ仕組みづくりを推進してきました。

主な取組内容

- ・LED防犯灯の整備（約18万灯）
- ・地域主体による防犯活動の支援
- ・地域防犯カメラの設置補助
- ・様々な場面を活用した啓発活動

成果

これらの取組により、刑法犯認知件数は、戦後最高を記録した平成16年の74,667件から令和3年には12,746件へと、約6分の1にまで減少し、一定の成果がありました。

2 今日的な課題

犯罪情勢の変化（脅威）

近年、横浜市を含む全国的な犯罪情勢は大きく変化しており、犯罪の手口が多様化・巧妙化しています。

- ・特殊詐欺やSNSを悪用した詐欺の増加
- ・いわゆる「闇バイト」などによる凶悪事件の発生
- ・刑法犯認知件数の再増加（令和4年以降）

社会の変化（背景）

現代社会の構造変化により、地域防犯活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

- ・少子高齢化の進行と世帯構造の変化
- ・地域コミュニティの希薄化

防犯条例・新たな防犯計画の必要性

- ・自治会・町内会の加入率が年々低下しており、地域コミュニティの再構築が求められる一方、従来の地域支援型の取組だけでは急速に変化する社会や犯罪手口の多様化に十分対応できないおそれがあります。
- ・市の責務を明確化し、防犯に関する基本的な考え方と取組方針を示すために新たな防犯条例を制定し、その条例に基づいて市が主導して防犯対策を体系的かつ計画的に推進するための行動計画を策定する必要があります。
- ・行動計画の実施にあたり、市民・地域・事業者・警察、そして行政が一丸となって、持続可能な安心・安全な防犯のまちづくりを実現します。

3 新たな防犯計画の方向性

条例

横浜市
防犯の
まちづくり
推進条例
(仮称)

- ・防犯に関する基本理念、市の責務等を明記
- ・防犯に関する計画を策定することについて規定

総合
計画

新たな中期計画
政策群「毎日の安心・安全」
<2026(令和8)～2029(令和11)年度>

目的・理念達成のための
施策の具体化

分野別計画の具体化

計画

横浜市
防犯のまちづくり
推進プラン (仮称)

第1期
<2026(令和8)～2029(令和11)年度>

- ・防犯条例に基づき、条例の基本理念の達成と実効性を担保し、体系的に防犯施策を推進
- ・今日的な課題に対応するため、「データの活用」と「DXの推進」を加えた施策を推進

安心を実感できる・安全を届ける“スマート防犯シティ 横浜”

スマート防犯シティを実現する3つのビジョン

安心を実感できる
安全を届ける
スマート防犯シティ横浜

3つのビジョンを柱に、
犯罪の未然防止と体感治安
の向上を図ります。

ビジョン 1
DXにより
防犯力が向上
するまち

(例)暗がりの解消

ビジョン 2
スピード！×
データ活用による
防犯対策を
推進するまち

(例)特殊詐欺の被害防止

ビジョン 3
誰もが防犯対策
の
アクターとなる
まち

(例)ながら見守りの強化

ビジョン1 DXにより防犯力が向上するまち

<現状と課題>

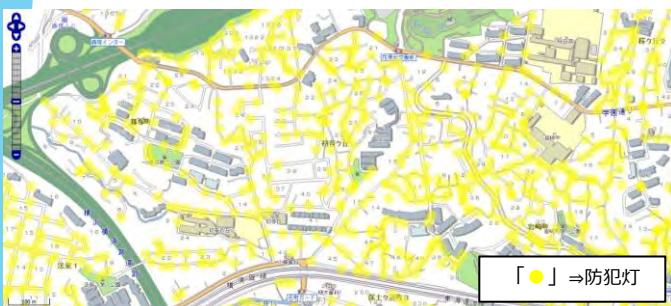
- ・夜間の暗い道路に対する不安感
- ・地域防犯活動の担い手不足
- ・子ども・高齢者を狙った犯罪と体感治安の悪化

<解決の方向性>

- ・安心を実感できる環境の構築
- ・防犯情報を可視化し、地域の安全を「見える化」

<取組案>

暗がりの解消



防犯灯の位置情報を記載した地図データ（イメージ）

<市民意識>

防犯上不安を感じる場所

夜間の道路（暗い道など）	71.7%
繁華街・歓楽街	58.2%
ネット空間（SNSなど）	39.6%
駅やその周辺	36.5%
公園や広場	29.6%
自宅	29.2%
通学路	11.8%
集合住宅の共用部	11.7%

地域の防犯活動への参加経験

- ・以前は参加していたが今は参加していない
- ・参加したことがない

67.5%

地域の防犯活動へ参加しない理由

時間的に余裕がない	41.0%
防犯活動の情報が届いていない	34.9%
参加したいが、どのような活動があるのかわからない	29.6%

ビジョン2 スピード！×データ活用による防犯対策を推進するまち

<現状と課題>

- ・情報伝達の世代間ギャップ
- ・防犯に関心が薄い層への情報伝達
- ・犯罪リスクの多様化

<解決の方向性>

- ・防犯情報の発信手段の多様化
- ・SNSの即時性を活かした注意喚起と地図データによる防犯情報の「見える化」
- ・行動変容を促す効果的な情報発信

<取組案>

特殊詐欺の被害防止

【表】

【裏】



<市民意識>

利用したいと思う防犯情報源

テレビやラジオのニュース・情報番組	46.7%
行政や警察の公式SNS	44.5%
自治会・町内会からの回覧板や掲示板	44.2%
行政や警察の公式広報誌	38.7%
行政や警察の公式Eメール配信サービス	36.5%
インターネットニュースサイト	31.2%
新聞や地域情報誌	27.7%
防犯アプリ（かながわポリスなど）	26.9%
行政や警察の公式ホームページ	24.7%

【出典】防犯意識に関するアンケート結果

※ナッジ（nudge）とは、人々の行動を自然に望ましい方向へ促す工夫のことです。強制や命令ではなく、選択の自由を残しつつ、ちょっとした「きっかけ」や「仕掛け」で行動を変える方法です。

ビジョン3 誰もが防犯対策のアクターとなるまち

<現状と課題>

- ・地域防犯活動の担い手不足（再掲）
- ・防犯活動の属人化
- ・参加機会の不足

<解決の方向性>

- ・誰もが自然に防犯に関われる環境整備
- ・多様な主体による協働
- ・防犯活動情報の発信
- ・夜間の安心感を高めるための防犯力の強化

<取組案>

ながら見守りの強化

<市民意識（再掲）>

地域の防犯活動への 参加経験	地域の防犯活動へ 参加しない理由
・以前は参加して いたが今は参加し ていない ・参加したことが ない	時間的に余裕がない 41.0%
	防犯活動の情報が 届いていない 34.9%
	参加したいが、 どのような活動が あるのかわからない 29.6%

【出典】防犯意識に関するアンケート結果



横浜地域活動・ボランティア情報サイト
「よこむすび」

4 ロードマップ

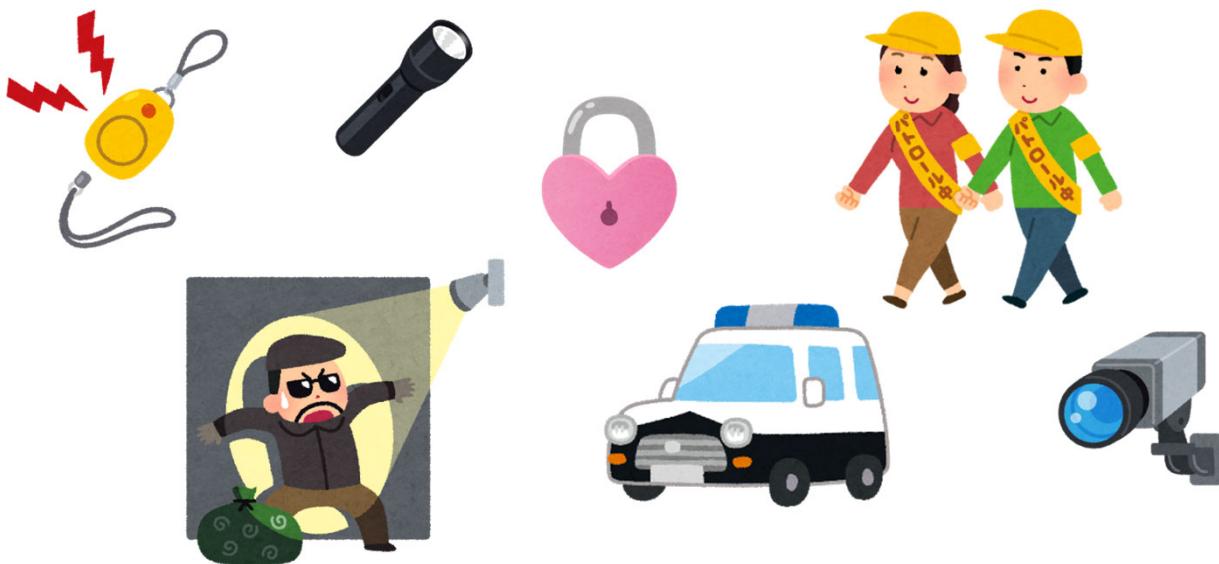
2026（令和8）年 5月頃 条例の議案の上程・計画原案の策定



2026（令和8）年 条例の施行とともに計画開始

横浜市防犯のまちづくり推進条例 及びプラン(仮称)案について、 皆さんのご意見を募集します！

意見募集期間：令和8年1月9日(金)～2月22日(日)



あなたの声が“安心・安全なまち”
よこはまを作ります！

横浜市市民局
地域防犯支援課

住 所：神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階
電 話：045-671-3705
メール：sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp

詳細は
こちら！



横浜市防犯のまちづくり推進条例及びプラン(仮称)案 について市民の皆様からご意見を募集します！

(パブリックコメント)意見募集期間：令和8年1月9日(金)～令和8年2月22日(日)

1 経緯

横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、“自分たちのまちは自分たちで守る”という自主防犯力の強化を掲げ、地域と行政の連携による防犯対策を推進してきました。

しかし近年、犯罪の手口は多様化・巧妙化し、刑法犯認知件数も増加に転じています。さらに、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、防犯活動の担い手確保が困難となっています。こうした今日的な課題に対応するため、市の責務を明確化した防犯条例を制定し、体系的な防犯対策を進める新たな防犯計画を策定します。つきましては、本案に対する市民意見（パブリックコメント）を募集します。ぜひ皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

2 資料の公表方法

本意見募集の内容及び資料は、次の本市ウェブサイト（右の二次元コードを読み込み）に掲載します。併せて、各区役所 広報相談係、市民情報センター（市庁舎3階）及び担当窓口（連絡先等は本ページ末尾を参照）にて、令和8年1月9日(金)から2月20日(金)まで資料を配布・配架します。

(URL) <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/oshirase1/test.html>



3 意見の提出方法

(1) 募集期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月22日（日）（必着。郵送の場合は左記の期間内の消印有効。）

(2) 提出方法

次の①から④のいずれかの方法により意見を提出してください。なお、電話での意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

①オンライン入力フォーム

右の二次元コードを読み込み、本市の電子申請・届出システムから提出してください。



②電子メール

意見投稿様式（上記2の本市ウェブサイトからダウンロード）に、意見を入力のうえ、次の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp

③郵送又は持参

意見投稿様式に意見を記入のうえ、担当窓口（本ページ下段）まで郵送又は持参いただき、提出してください。（持参される場合は、平日8:45～12:00、13:00～17:15にお越しください。）

④ファクシミリ(FAX)

別添の意見投稿様式に意見を記入のうえ、次のFAX番号に送信してください。

FAX番号：045-664-0734

(3) 留意事項（次の事項を予め承知ください。）

- ・意見への個別の回答はいたしません。
- ・お寄せいただいた意見は、本件の目的のみに使用し、意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用させていただきます。

4 今後のスケジュール

今回の意見募集に提出いただいた意見とそれに対する本市の考えは、上記2の資料の公表方法と同様に、本市ウェブサイト、各区役所区政推進課等にて令和8年3月ごろの公表を予定しています。市民の皆様からの意見を踏まえて更に検討を進め、令和8年5月ごろの市会に条例を議案として上程、計画(プラン)原案を策定する予定です。

◆担当窓口（意見提出先／問合せ先）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階

横浜市 市民局 地域防犯支援課

電話：045-671-3705（平日8:45～17:15）Email：sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp

意見投稿用紙

令和 年 月 日

市民局地域防犯支援課 宛て

横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子、横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と明記し、意見を記載した別紙を添付してください。)

ご意見を記入される方について（該当する項目にチェックをつけてください。）

【性別】 女性 男性 回答しない

【年代】 20歳未満 20～29歳 30～39歳 40～49歳 50～59歳 60～69歳
70歳以上

意見の内容 ※条例、プラン(ビジョン1～3等)についてご意見願います。

- ※1：法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者の肩書及び氏名を記載してください。
- ※2：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、別紙に記載する場合は、ページ番号を明記してください。
- ※3：御提出いただいたご意見の結果は、後日公表させていただきます。
- ※4：ご意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見はお受けしていません。
また、御提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。
- ※5：御提出いただいたご意見は、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 1 月 1 9 日
泉区青少年指導員協議会

各地区連合自治会町内会長 様
各 自 治 会 町 内 会 長 様

泉区青少年指導員協議会
会長 國分 滿義

「第39回 泉区青少年フェスティバル」開催チラシの掲示について（ご依頼）

平素より、泉区青少年指導員協議会の諸活動にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

当協議会では、青少年の健全育成及び青少年と地域との交流を目的として、「第39回 泉区青少年フェスティバル」を下記のとおり開催いたします。

つきましては、子ども達が発表する姿を多くの皆様にご覧いただきたく、各自治会町内会の掲示板へ掲出してくださるよう、お願い申し上げます。

1 開催概要

- (1) 日程：令和8年3月1日（日） 10：00～15：30（予定）
- (2) 会場：泉公会堂 講堂（泉区和泉中央北五丁目1番1号）
- (3) 内容：青少年の皆さんのが日頃打ち込んでいるダンス、音楽活動などの成果を発表していただきます。

2 掲出期間

配布日から令和8年3月1日（日）まで

担当：泉区青少年指導員協議会事務局
(泉区地域振興課) 澤村、江原
TEL : 045-800-2392
Mail : iz-seishi@city.yokohama.lg.jp



泉区制40周年記念



泉区青少年 フェスティバル

2026年3月1日(日)

10:00 ~ 15:30 入場無料

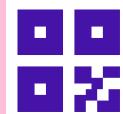
泉公会堂 講堂

出演団体

湯オカーズ
ブルースターズ
岡津中学校ダンス部
HR Dance Garden
緑園学園キッズクラブ和太鼓サークル
新極真会泉中田道場
緑園学園ダンス部
セイハダンスアカデミー

アールケイケイダンス
横浜市立中和田小学校4年2組
ララリマ
岡津小学校和太鼓クラブ
SADUダンススクール
フラサークル Puakenikeni
レアレアケイキフラ

タイムスケジュールは
2月以降HPにて掲載します。



主 催：泉区青少年指導員協議会
共 催：泉区役所
問合せ：泉区青少年指導員協議会事務局
(泉区地域振興課：309窓口)
045-800-2392

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 1 月 1 9 日
泉 区 地 域 振 興 課

地区連合自治会町内会長様

泉区地域振興課
資源化推進担当課長

令和8年度 クリーンタウンいづみ推進功労者(個人・団体)の推薦について (依頼)

厳寒の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から清潔できれいな街、泉区の推進に御協力をいただきましてありがとうございます。

泉区では、清潔できれいな街づくりやヨコハマ プラ5.3計画の一層の推進を図るため、標記功労者の表彰を行います。貴連合に該当する個人又は団体がありましたら、次により御推薦をお願いします。

なお、表彰につきましては、御推薦をいただいた個人又は団体に内容を確認のうえ、別途御案内をさせていただきます。

1 推薦要件

次の各号のいずれかに該当する個人及び団体

(1) 清潔できれいな街づくりの推進

地域の清掃やキャンペーンの実施、啓発活動など、きれいな街づくりに功績があること。

(2) ヨコハマ プラ5.3計画の推進

ごみの減量・リデュース・リユース・リサイクルの取組、集積場所の整備（情報提供、各種掲示など）や啓発活動など、独自の取組でヨコハマ プラ5.3計画を推進していること。

(3) 緑化の推進

地域の緑化活動を推進していること。

2 推荐方法

推薦書（個人用・団体用）に御記入のうえ御推薦願います。各連合、最大で4人（団体）で推薦をお願いします

※御推薦にあたっては、被推薦者に推薦の旨を必ずお伝えください。

3 表彰対象の除外について

これまでに区、市、県の表彰を受けている場合

4 表彰

表彰は令和8年度に行う予定です。表彰対象者には詳細が決まり次第、別途御連絡いたします。

裏面あり

5 提出期日

令和8年3月31日（火）まで

※なお、期限までに御提出のない連合自治会町内会につきましては、御推薦がないものとさせていただきますので御了承ください。

6 提出先

泉区地域振興課 資源化推進担当（区役所3階310窓口）

※窓口のほか、ファックスや電子メールでも提出可能です。

担当：泉区地域振興課 資源化推進担当 上野・菅谷
電話：800-2398 FAX：800-2507
メールアドレス：iz-shigen@city.yokohama.lg.jp

「クリーンタウンいづみ」推進功労者(団体)表彰要綱

制 定 平成17年3月7日泉地振第304号(泉区長決裁)

最近改正 令和6年2月2日泉地振第1078号(泉区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、泉区内において各種美化活動やヨコハマ プラ5.3 計画の推進活動を行い、清潔できれいな街づくりの推進等に功績のあった個人または団体に対し感謝の意を表するとともに、さらに積極的な活動を推進することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するもので、その業績または功労が特に顕著で他の模範となるものに対し行う。

- (1) 地域における清掃活動・啓発活動に尽力するなど、清潔できれいな街づくりの推進に功労のあった個人又は団体
- (2) 地域でのごみ減量化活動など、ヨコハマ プラ5.3 計画の推進に功労のあった個人又は団体
- (3) 緑化活動等に尽力し功労のあった個人又は団体

(推薦方法)

第3条 地域住民組織及び各種市民団体の代表者が、別紙推薦用紙により泉区長あて推薦し、泉区長が決定する。

(表彰)

第4条 表彰は泉区長が行い、記念品を併せて授与することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として毎年1回行う。

(事務の所管等)

第6条 本表彰に係る事務は泉区総務部地域振興課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は泉区長が定める。

附 則

この要綱は平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。ただし、同日までにこの要綱による被表彰者(団

体)として推薦を受けたものに対するこの要綱の規定の適用は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和6年2月2日から施行する。

【個人用】

推薦書

令和 年 月 日

泉区長

推薦団体名 _____

代表者氏名 _____

次の者を「クリーンタウンいづみ」推進功労者として推薦します。

ふりがな			
氏 名			
住 所 電 話	横浜市泉区	電話	()
功績区分	<ul style="list-style-type: none">① 清潔 できれいな街づくり② ヨコハマ プラ5.3 計画の推進③ 緑化		
推薦理由			
具体的な活動内容			
・期間			
・頻度			
・場所			
など			

【団体用】

推薦書

令和 年 月 日

泉区長

推薦団体名 _____

代表者氏名 _____

次の団体を「クリーンタウンいづみ」推進功労団体として推薦します。

ふりがな			
団体名			
所在地	横浜市泉区		
ふりがな 代表者氏名		電話	()
団体構成人数	人		
団体功績区分	①清潔できれいな街づくり ②ヨコハマ プラ5.3計画の推進 ③緑化		
推薦理由			
具体的な活動内容			
・期間 ・頻度 ・場所 など			

地区連合自治会町内会長様
自治会町内会長様

泉 区 区 連 会 資 料
令 和 8 年 1 月 19 日
泉 消 防 署
泉 区 総 務 課

泉消防署総務・予防課長
泉区総務課長

令和 7 年度泉区防災講演会の開催について

日頃から、泉区の防災・減災に向けた取組に御理解と御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

いつ起きるか分からぬ災害に備え、地域の皆様に広く防災対策を知っていただきため、今年度も「泉区防災講演会」を開催します。

特に、今年度は泉消防署・泉火災予防協会と泉区役所が同日に、それぞれが設定したテーマでの講演会を開催することで、防災に対する機運の醸成を図ります。

つきましては、この機会に多くの皆様に御参加いただけますよう御周知のほどよろしくお願ひいたします。

1 依頼事項

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長宛に資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

2 実施概要

(1) 「災害時の口腔ケア」

ア 日時

令和 8 年 3 月 4 日 (水) 10 時 00 分～11 時 30 分 (開場：9 時 30 分)

イ 会場

泉公会堂 (泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号)

ウ 講師

医療法人社団高輪会理事長 成平 まりひら 慎一 氏

エ 内容

現役の歯科医師による、被災生活時に疎かになりがちな口腔ケアの重要性やその具体的な方法等に関する講演

オ 申込方法

添付のチラシを御参照ください。

カ 申込期間

令和 8 年 1 月 19 日 (月)～令和 8 年 2 月 25 日 (水)

キ 主催

泉消防署・泉火災予防協会

(2) 「地域を守る力、今ここから～災害に強い地域づくりの第一歩～」

ア 日時

令和8年3月4日（水）14時00分～15時30分（開場：13時00分）

イ 会場

泉公会堂（泉区和泉中央北五丁目1番1号）

ウ 講師

防災アドバイザー 吉田 壽一 氏

エ 内容

東日本大震災時の避難所運営や被災生活、その際の自治会の活動等の実体験に基づく講演

オ 申込方法

添付のチラシを御参照ください。

カ 申込期間

令和8年1月19日（月）～令和8年2月25日（水）

キ 主催

泉区総務課

3 その他

(1) 両講演会とも手話通訳または要約筆記、一時保育を御用意しています。

申込方法は添付のチラシを御参照してください。

(2) 両講演会とも当日の様子を撮影し、後日、動画配信を予定しています。

（配信期間：令和8年4月下旬頃から1か月程度）

4 添付資料

防災講演会開催チラシ

【担当・問合せ先】

①泉消防署・泉火災予防協会主催の防災講演会

泉消防署総務・予防課予防担当 三浦・藤木

電話・FAX：801-0119

Eメール：sy-izumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

②泉区主催の防災講演会

泉区総務課防災担当 竹田・黒鳥・金子・阿部

電話：800-2309／FAX：800-2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 泉消防署・泉火災予防協会主催



防災講演会

#住むなら泉区

入場無料

災害時の口腔ケア

日時

3/4(水) 10:00 ~ 11:30 (開場: 9:30)

お口の健康は体の健康！

災害時はお口のケアがおろそかになります

災害時でもできる口腔ケアについて学んでみませんか？



【講師】医療法人社団高輪会理事長 成平 恒一氏

高輪会グループで教育研修部部長としてグループ全体に所属する
歯科医師の指導や教育、セミナー講師として従事

場所

泉公会堂 (泉区和泉中央北五丁目1番1号)

申込

次のいずれかの方法でお申し込みください (2/25 締切)



① 横浜市電子申請・届出サービス 二次元コードを読み取り、必要事項を入力してください。

② FAX またはメール

○お名前○ご連絡先○人数○その他（一時託児・手話通訳希望の場合）を記載のうえ下記に送信してください。

FAX **045-801-0119** メール **sy-izumi-yobo@city.yokohama.lg.jp**

その他

地震体験も開催します！（泉消防署ガレージ前）

11時30分～12時 13時～14時 計2回



- ① 一時保育（2歳から就学前のお子様）をご希望の方は、2月18日（水）までにご連絡ください。
- ② 手話通訳をご希望の方は、2月24日（火）までにご連絡ください。
- ③ 駐車場料金の減免はありません。公共交通機関をご利用ください。
- ④ 自然災害などにより講演会を中止する場合があります。その際には泉区ホームページにてお知らせします。
- ⑤ 応募者多数の場合抽選を行います。落選の場合のみご連絡します（定員600名）
- ⑥ 当日の様子を撮影し、後日、動画配信を予定しています。

主催：泉消防署・泉火災予防協会

TEL : 801-0119 FAX : 801-0119 MAIL : sy-izumi-yobo@city.yokohama.lg.jp
泉区ホームページ : 「泉区 防災」で検索してください。

令和7年度 泉区役所主催

#住むなら泉区

防災講演会

入場無料

地域を守る力、今ここから
～災害に強い地域づくりの第一歩～

東日本大震災の実体験から

いざというとき、みんなの命を守るために
何ができるのか。

講師：吉田 亮一 氏



宮城県在住の防災アドバイザー。
東日本大震災では避難所責任者として地域住民主導の運営を実践。
総務省消防庁防災アドバイザーに参画し、実践的防災教育を推進。

当日の模様は YouTube の横浜市公式チャンネルでも動画配信予定。（詳細は泉区ホームページにてお知らせ。）



泉区制40周年
記念ロゴマーク

日時

3月4日(水) 14:00~15:30(開場13:00)

場所

泉公会堂（泉区和泉中央北五丁目1番1号）

申込

次のいずれかの方法でお申し込みください（2/25（水）締切）

- ① 横浜市電子申請・届出サービス QRコードを読み取り、必要事項を入力してください。
- ② FAX 下記申込欄に必要事項を記入して、[\(045-800-2505\)](tel:045-800-2505) に送信してください。
- ③ 持参による申込み 下記申込欄に必要事項を記入して、[（泉区役所総務課 3階305番窓口）](#) に持参してください。



※いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本事業に関係する目的以外に利用しません

氏名	住所	電話番号	備考

その他

- ① 一時保育（2歳～就学前のお子様、先着10人）を御希望の方は、2月18日（水）までに御連絡ください。
- ② 駐車場料金の減免はありません。公共交通機関を御利用ください。
- ③ 自然災害などにより、講演会を中止する場合があります。その際には 泉区ホームページにてお知らせします。
- ④ 応募者多数の場合抽選を行います。落選の場合のみ御連絡します。（定員600名）
- ⑤ 要約筆記（スクリーンに投影）を御用意しています。

主催：泉区役所総務課

TEL:800-2309 FAX:800-2505 MAIL:iz-bousai@city.yokohama.lg.jp

泉区 防災



市連会1月定例会説明資料
令和8年1月13日
脱炭素・GREEN×EXPO推進局
脱炭素ライフスタイル推進課
GREEN×EXPO推進課

GREEN×EXPO 2027 市出展施設ユニフォーム制作に向けた 衣類回収に関する広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

市民の皆様のさらなる脱炭素行動に繋げる「衣類分野の横浜型循環型社会の形成」を目指し、協働事業者とともに取組を進めています。

今回、市民の皆様から不要となった衣類を回収し、その衣類を原料として GREEN×EXPO 2027 の横浜市出展施設のスタッフユニフォームに再生する取組を開始しました。

つきましては、取組実施について、引き続き御理解・御協力いただくとともに、自治会町内会掲示板でのチラシ掲出による広報協力をお願い致します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

自治会町内会の掲示板への掲出をお願いします。

3 衣類回収の概要

回収拠点にオリジナル回収ボックスを設置し、衣類を回収します。

ただし、一部民間施設では、施設独自で取り組んでいる既存の衣類回収ボックスを活用します。

- ・回収期間 3月31日（火）まで
- ・回収対象 洗濯してあり、乾いている衣類（Tシャツ・シャツ・ボトムなど）で
ポリエステル100%、綿100%素材のもの
※その他の素材（混紡素材）の衣類が回収された場合は、リユース・リサイクル等適切に活用予定です。
- ・回収拠点 各区区庁舎・市庁舎・市立図書館・民間施設等（詳細は別紙参照）

4 チラシについて

- ・添付のチラシ（A4サイズ）を各自治会町内会掲示版で掲出をお願い致します。
- ・お手数ですが、回収期限（3月31日）まで掲示をお願いします。
- ・チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、
その際は、脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課（TEL045-671-2661）
宛てに御相談ください。

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課
担当 飯島・堺
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ycfashion@city.yokohama.lg.jp

衣類回収拠点一覧

<別紙>

No.	拠点名	区名	所在地
1	各区庁舎	-	-
2	市庁舎	中区	本町6-50-10
3	市立図書館	-	-
4	無印良品 港南台バーズ	港南区	港南台3-1-3 B1F
5	無印良品 Collette・Mareみなとみらい	中区	桜木町1-1-7 4 F
6	無印良品 NEWoMan YOKOHAMA	西区	南幸1-1-1 7 F
7	無印良品 フォルテ横浜川和	都筑区	和町3030 2 F
8	無印良品 500 星天q l a y	保土ヶ谷	星川一丁目1-1 2 F
9	無印良品 イオン金沢八景	金沢区	泥亀1-27-1 1 F
10	無印良品 ゆめが丘ソラトラスト	泉区	ゆめが丘31
11	無印良品 青葉台東急スクエア	青葉区	青葉台2-1-1 South-1 本館 3 F
12	するーぶ ランドマークタワー2階	西区	みなとみらい2-2-1
13	するーぶ クイーンズA棟 1F	西区	みなとみらい2-3-1
14	するーぶ MARK IS みなとみらい	西区	みなとみらい3丁目5-1
15	するーぶ chilink	西区	みなとみらい5丁目1-2 横浜シンフォステージ イーストタワー 3 F
16	するーぶ 京急ミュージアム	西区	高島1-2-8 京急グループ本社1F
17	するーぶ ゆめが丘ソラトラスト 1F	泉区	ゆめが丘31
18	するーぶ 相鉄ジョイナス横浜 3F	西区	南幸1-5-1
19	するーぶ ジョイナステラス二俣川 3F	旭区	二俣川2-50-14
20	横浜国立大学 キャンパス	保土ヶ谷	常盤台79-5
21	明治学院大学 横浜キャンパス	戸塚区	上倉田町1518
22	AOKI 横浜港北総本店	都筑区	葛が谷6-56
23	AOKI 横浜すみれが丘店	都筑区	牛久保1-19-5
24	AOKI 横浜鶴見西口店	鶴見区	豊岡町16-2
25	AOKI 横浜片倉町店	神奈川区	片倉3-1-8
26	AOKI 横浜みなとみらい店	西区	みなとみらい4-5-1
27	AOKI 横浜弘明寺店	南区	六ツ川1-190-5
28	AOKI 横浜金沢文庫店	金沢区	釜利谷東2-5-5
29	AOKI 横浜大倉山店	港北区	大豆戸町80
30	AOKI 横浜綱島東店	港北区	綱島東2-6-61
31	AOKI 横浜港南台店	港南区	港南台6-12-2
32	AOKI 横浜日野店	港南区	日野中央1-17-12
33	AOKI 横浜鶴ヶ峰店	旭区	鶴ヶ峰本町2-44-2
34	AOKI 横浜三ツ境店	瀬谷区	三ツ橋町163
35	AOKI 横浜緑園都市店	泉区	緑園7-7-3
36	AOKI 横浜山手台店	泉区	領家3-1-1
37	AOKI サイズマックスいずみ中央店	泉区	和泉中央北4-30-1 プレミール中央 1F
38	AOKI 横浜青葉台店	青葉区	青葉台2-8-20

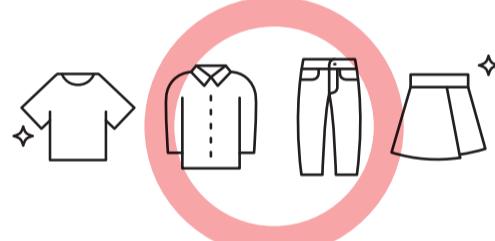
YOKOHAMA CIRCULAR FASHION PROJECT

**GREEN×EXPO 2027 ユニフォームをみんなで作ろう！
不要となった衣類を回収しています！**

皆様から回収した衣類をリサイクル技術によりGREEN×EXPO 2027の
横浜市出展施設のユニフォーム素材として活用します。

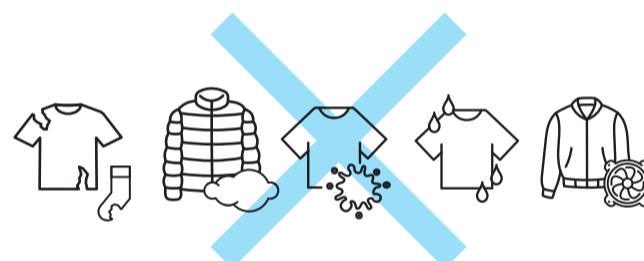
回収できるもの

乾いている衣類
(Tシャツ・シャツ・ボトムなど)で
ポリエステル100%、
綿100%素材のもの



回収できないもの

濡れた服、汚れた服、破れた服、
わたが入っている服、
ファン付作業服



上記の素材以外の衣類についても回収後はリユース・リサイクルに活用します

回収期間

令和7年12月12日(金)～令和8年3月31日(火)予定

回収拠点(令和7年12月12日時点、随時拡大予定)

市庁舎・区役所・横浜市中央図書館・御協力いただける民間施設・大学ほか

回収拠点の
最新情報は
こちらから



お問い合わせは
こちらから



お問い合わせ先 右のフォームより、お問い合わせください。

所管

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

市連会 1月定例会説明資料
令和 8 年 1 月 13 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
G R E E N × E X P O 推進課

GREEN×EXPO 2027 機運醸成の取組について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の入場チケットの券種及び価格が決まりましたのでお知らせいたします。

2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 チケット概要

- 前売チケット 1日券 大人 4,900 円、小人 1,400 円
- 会期中販売チケット 1日券 大人 5,500 円、小人 1,500 円

前売チケットは、2026年3月の発売を目指しています。詳細は、2026年春頃に公表される予定です。

また、2027年の開催に向けて、GREEN×EXPO 2027に関する様々な新しい情報について、協会公式 Web サイトや公式 SNS 等で順次発信されます。

※その他の券種と価格については、別添資料参照

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp



NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年12月5日

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

GREEN × EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会) 入場チケットの券種及び価格について



GREEN × EXPO 2027 会場イメージ

このたび政府の了承を受け、GREEN × EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の入場チケットの券種及び価格が決まりましたのでお知らせいたします。

前売チケット

1日券 大人4,900円、小人1,400円

会期中販売チケット

1日券 大人5,500円、小人1,500円

前売チケットは、2026年3月の発売を目指しています。詳細は、2026年春頃に公表する予定です。また、2027年の開催に向けて、GREEN × EXPO 2027に関する様々な新しい情報を協会公式Webサイトや公式SNS等で順次発信して参ります。

入場チケットの券種・価格

- ・会期中いつでも1回入場できる1日券
- ・夜から入場できる夜間券
- ・障がい者手帳をお持ちの方の特別割引券
- ・会期中に何度も入場できる通期パス
- ・夏期間に何度も入場できる夏パス
- ・一般や学校の団体で来場される方のための団体割引券

項目	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回 入場可	3,500円	1,900円	900円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方お よび同伴者1名が購入可能で、会 期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
複数回 入場パス	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31) に何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
団体	一般団体割引券	15名以上の一般団体が会期中 いつでも1回同時入場可	5,200円	3,100円	1,400円
				高校生	中学生 小学生・園児
	学校団体割引券	学校団体が会期中いつでも1回 同時入場可		1,700円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途100円(税込み)をいただく予定です。)

※3歳以下の方は無料となります。

※前売チケットの販売は2027年3月18日までとなります。

チケット販売開始時期

- ・2026年3月（予定）

チケット販売方法

- ・2027年国際園芸博覧会公式チケット販売サイトを通じて販売します。また、旅行代理店や各種プレイガイド等のGREEN×EXPO協会が指定する販売事業者による販売も実施予定です。

本件に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会） 機運醸成部 機運醸成課
(担当：太田、中山)
Tel : 045-307-2031

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスボニーゼロニーナナ)
開 催 場 所	神奈川県横浜市
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テ ー マ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
博 覧 会 区 域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
参 加 者 数	1500万人(有料来場者数:1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

泉区連長会資料
令和8年1月19日
泉区区政推進課

地区連合自治会町内会長 各位
単位自治会町内会長 各位

泉区制40周年記念事業実行委員会

泉区制40周年記念事業に関する取組について（周知依頼）

令和8年となり、泉区制40周年イヤーの幕が開けました。泉区制40周年記念事業実行委員会での議論を踏まえ、「公式ロゴマークの利用」や、「関連事業」・「協賛金」の募集について、報告させていただきます。つきましては、各地区連合自治会町内会をはじめ、各自治会・町内会の定例会等での周知について、ご協力くださいますよう、お願ひいたします。

特に、「公式ロゴマークの利用」や「関連事業の募集」については、泉区全体で区制40周年の節目をお祝いしたいので、積極的なご活用をお願いいたします。

1 概要

(1) 公式ロゴマークの利用

自治会・町内会など地域活動において、ご活用いただく場合は、申請不要です。
泉区ホームページからデータをダウンロードし、すぐに利用できます。
会議資料やイベントなどのチラシなどに、ぜひご活用ください。



(2) 関連事業の募集

地区のお祭りなどのイベントを実施する際に、「泉区制40周年記念」の冠をつけてみませんか。

ご希望に応じて、ロゴマーク入りのぼり旗・横断幕の貸出しや、泉区ホームページでのイベント紹介をいたします。(要申請)

(3) 協賛金の募集

個人協賛の方へ40周年限定キーホルダーを贈呈いたします。

協賛金額：【企業・団体】1口 10,000円～ 【個人】1口 1,000円～



2 添付資料

- (1) ロゴマーク利用方法チラシ
- (2) 関連事業募集チラシ
- (3) 協賛のご案内チラシ

【問い合わせ先】

泉区制40周年記念事業実行委員会
(泉区区政推進課)

担当：室町・志澤・十二町

電話：800-2331

FAX：800-2505

40年の絆を力に、
ずんずん進もう、明日へ。未来へ！

泉区制40周年記念ロゴマークの 利用方法



イベントのチラシやWebページなどに、記念ロゴマークを使用して、一緒に40周年を盛り上げましょう！



▲泉区制40周年記念ロゴマーク

▲詳細はこちら（泉区HP）

使用条件	「泉区制40周年を盛り上げる」目的であれば、原則どなたでも自由に使用することができます。使用の際は、上記泉区ホームページから要綱とガイドラインをご覧ください。
利用申請	営利目的でなければ、申請手続は不要です。営利目的の場合は、泉区ホームページに記載のとおり事前相談の上、申請書を提出してください。

<申請先/お問い合わせ先>

泉区制40周年記念事業実行委員会事務局（泉区区政推進課内）

〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目1番1号

電話：800-2331 FAX：800-2505

メールアドレス：iz-kichou@city.yokohama.lg.jp

「泉区制40周年記念関連事業」 を募集します！

皆様が主催するイベントに
「泉区制40周年記念」の冠
をつけて、一緒に40周年を
盛り上げましょう！

のぼり・横断幕の貸出しや、
区ホームページでイベントの
紹介をいたします。



▲詳細はこちら（泉区HP）

対象事業	令和8年1月1日から12月31日までに実施する事業・ イベントなど。 詳細は、泉区ホームページをご覧ください。
申請方法	泉区ホームページで要綱を確認のうえ、届出書をご提出 ください。 ※事業実施日の3週間前までに提出をお願いします。 ※電子申請システムでの申請も可能です。

みんなで泉区制40周年を
お祝いしよう♪



泉区マスコットキャラクターいっしん

<申請先/お問い合わせ先>

泉区制40周年記念事業実行委員会事務局（泉区区政推進課内）

〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目1番1号

電話：800-2335 FAX：800-2506

メールアドレス：iz-kusei@city.yokohama.lg.jp

～協賛のご案内～

泉区制40周年記念事業 / 泉区民ふれあいまつり



泉区は令和8年11月3日に
区制40年を迎えます。
このたび、ご協賛いただけ
る皆さまを募集いたします。



▲ 詳細はこちら



個人の方には、
40周年限定キーホルダー
をプレゼント！

#住むなら泉区

(イメージ)

募集期間	令和8年7月31日（金）まで
協賛金額	【企業・団体】1口 10,000円～ 【個人】1口 1,000円～ ※個人は40周年のみ募集
協賛特典	【企業・団体】区ウェブサイト等へのご芳名掲載 【個人】40周年限定キーホルダーの贈呈など

<問合せ先>

泉区制40周年記念事業実行委員会事務局（泉区区政推進課内）

電話：045-800-2331 FAX：045-800-2505

Eメール：iz-kinen@city.yokohama.lg.jp

資料12

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 1 月 1 9 日
泉 区 地 域 振 興 課

各地区連合自治会町内会長様
各 自 治 会 町 内 会 長 様

泉区地域振興課
地域力推進担当課長 朝倉 恭史

自治会町内会役員の負担を減らす便利ツール活用術 「生成AIってこんなに簡単」講座の開催について【掲出依頼】

1 事業の趣旨

いざみ区民活動支援センターでは、主に区内自治会町内会の役員の皆様向けに、自治会の負担を軽減する便利ツールとして「生成AI」を紹介し、実際に操作しながら使い方を体験する講座を開催します。

つきましては、各自治会町内会の役員の方及び今後活動予定の方への周知にご協力を願います。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 チラシ（A4）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和8年3月14日（土）まで

3 講座概要

(1) 日 程：第1回 令和8年3月2日（月） 10:00～12:00

第2回 令和8年3月14日（土） 10:00～12:00

※講座は第1回、第2回とも同じ内容です。

(2) 定 員：第1回15名、第2回25名

(3) 会 場：泉区役所4階4ABC会議室（泉区和泉中央北五丁目1番1号）

(4) 講 師：丸山恵子氏（WOMANET株式会社 代表/ITコンサルタント）

田仲礼奈氏（WOMANET株式会社 ITコンサルタント）

(5) 参加費：無料

(6) 協 力：泉区連合自治会町内会長会

※詳細については、チラシ又は二次元コードを参照してください



講座のホームページはこちら

4 送付物

講座開催チラシ（各掲示板数）

（担当）泉区地域振興課 澤村、江原

（問合せ先）いざみ区民活動支援センター 島本、佐藤

TEL : 045-800-2393 FAX : 045-800-2518

E-mail:iz-kuminkatsudou@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会役員の負担を減らす便利ツール活用術

生成AIって こんなに簡単

Copilot
コパイロット

ChatGPT
チャット
ジーピーティー

Gemini
ジェミニ

こんなお悩み
ありませんか？

- 引継ぎ資料をもっと簡単にまとめたい
- 定例会の議事録作成が毎回面倒
- 総会資料をわかりやすく簡単に作りたい
- 自治会町内会活動に役立つ情報を知りたい

など

無料

第1回
定員15名

3.2月 10-12時

第2回
定員25名

3.14土 10-12時

講座は第1回、第2回とも同じ内容です。

実際にChatGPT利用登録をして操作をしますので、Wi-Fiにつながるパソコンをご持参ください。
会場で生成AIの利用登録をするためのメールアドレス(gmail、yahoo、hotmail、outlook、icloudなど)をご用意ください。
※ezweb、docomo、softbankなど、通信会社が提供するメールアドレスは利用できませんのでご注意ください。

会場：泉区役所4階 4ABC会議室

対象 • 便利なツールで自治会町内会活動の負担を少しでも減らしたいと考える方
• 生成AIはちょっと難しそうだけど講師に手伝ってもらって、試しに操作してみたい方など、主に泉区内で自治会町内会の活動をしている方

講師 WOMANET株式会社 ITコンサルタント



申込方法について
はこちら

主催・問合せ：いずみ区民活動支援センター（区役所1階104窓口）

電話：800-2393 メール：iz-kuminkatsudou@city.yokohama.lg.jp

協力：泉区連合自治会町内会長会



自治会町内会ポータルの運用開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和8年4月から、自治会町内会ポータルの運用を開始します。

これにより、地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。（従来通り、紙での申請も可能です。）

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルの概要

(1) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
 - ・地域防犯灯維持管理費補助金
 - ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

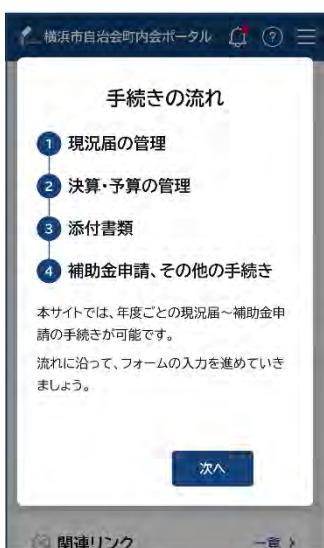
④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(2) 今後のスケジュール

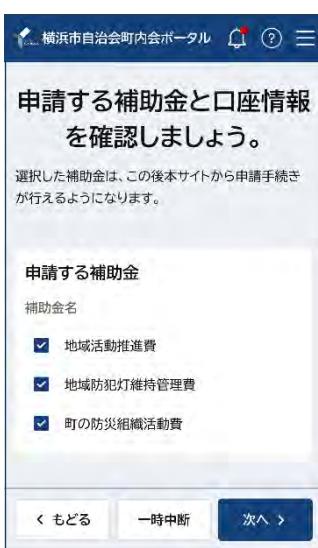
2月～3月 区より自治会町内会へポータルログイン用の初期ID・パスワードを配付

4月1日 ポータルの運用開始予定

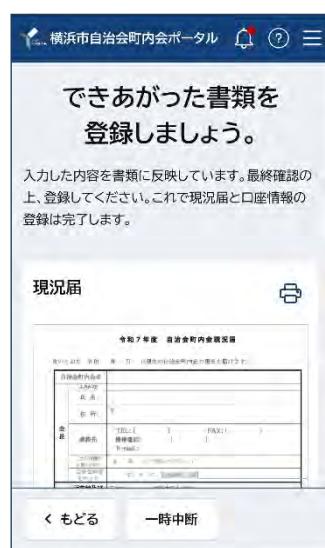
(3) 画面イメージ（スマートフォン版） ※画面は開発中のものです。



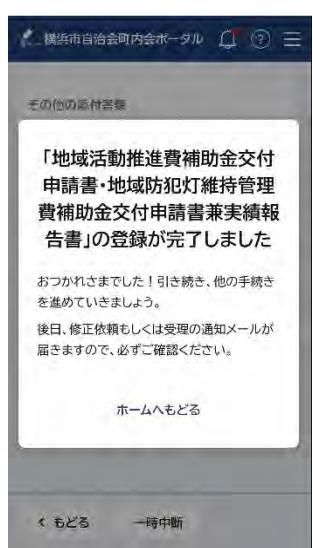
手続きのご案内画面



申請する補助金の確認画面



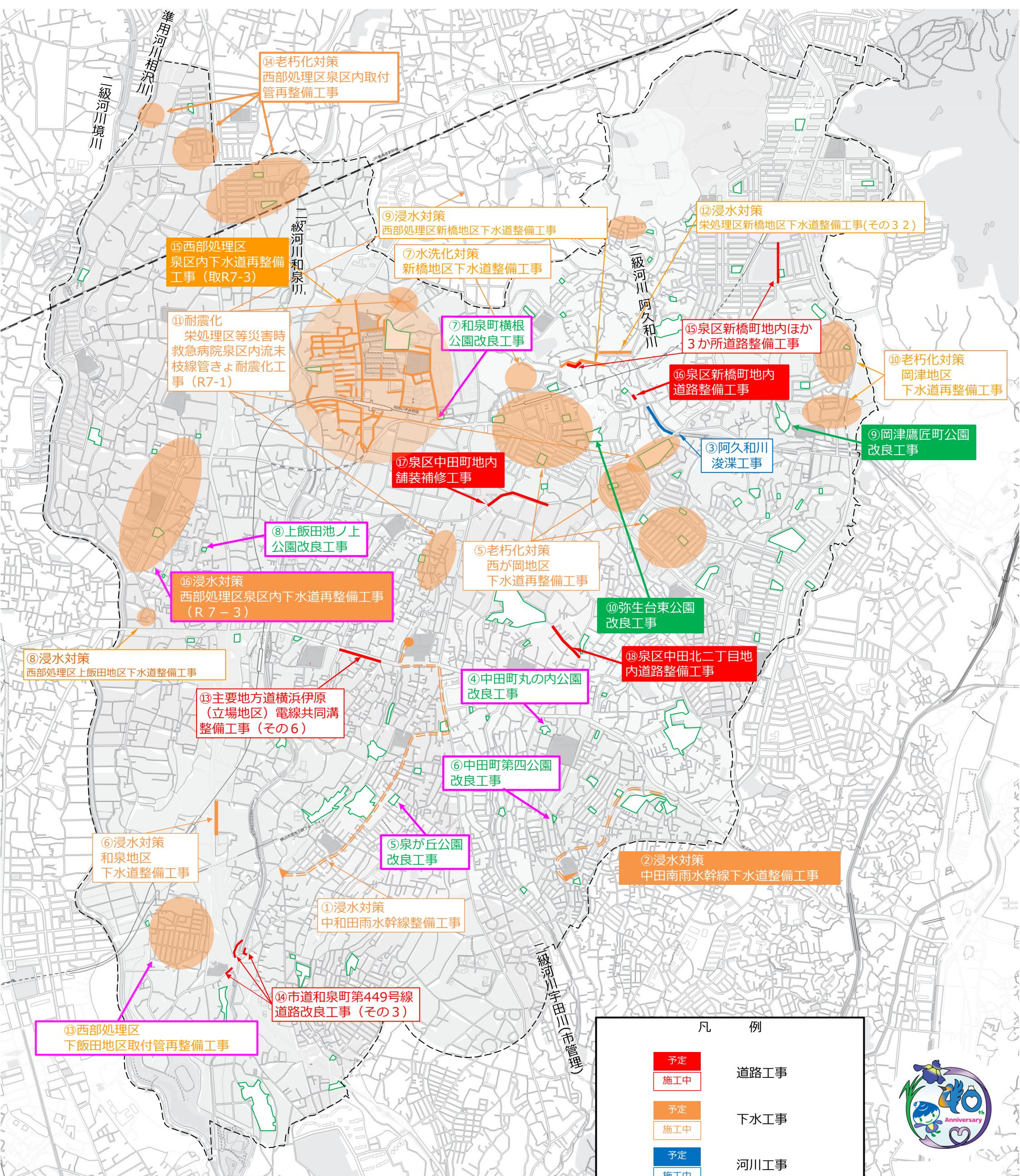
作成書類の確認画面



完了画面

令和7年度泉土木事務所管内工事箇所図

R8年1月17日現在



凡例

予定
施工中予定
施工中予定
施工中予定
施工中

道路工事

下水工事

河川工事

公園工事

前回からの変更箇所



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

- 主な工事を記載しました。
(工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
- 上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
- 工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。
- 工事の通し番号は年度の切り替えのため新たに付け直しています。

1 犯罪情勢等(12月末)

(1) 認知件数 655件(前年同期比+58件)

主な罪種	令和7年	令和6年	増減
自転車盗	138件	85件	+53件
オートバイ盗	25件	33件	-8件
自動車盗	14件	7件	+7件
車上ねらい	17件	22件	-5件
万引き	94件	80件	+14件
強盗	1件	1件	±0件
空き巣	22件	12件	+10件

特徴

- 区内の犯罪発生件数のうち、468件(約70パーセント)が窃盗となっています。
令和6年と比較して57件増加しました。
- 自転車盗の増加が区内の認知件数を増加させています。
自転車盗138件中、112件が無施錠での被害です。

お願い

- 本年も鍵掛けの励行をお願いします。
自転車にはダブルロック
自宅窓には補助錠
車にはハンドルロック機具の使用など、被害防止対策を引き続き実施してください。
- 警察では、防犯環境設計等に精通した民間の方を防犯コンシェルジュとして委嘱し、防犯相談や、防犯診断、防犯カメラの設置相談などを行っています。
防犯コンシェルジュの派遣に関する御相談は、泉警察署生活安全課まで御連絡ください。
防犯コンシェルジュの派遣には警察官も同行しますので、安心してください。
派遣費用は無料です。
また、自治会、管理組合を対象に防犯講話も行っています。

(2) 特殊詐欺

	令和7年	令和6年	増減
発生件数	58件	44件	+14件
被害総額	約3億6400万円	約9600万円	+2億6800万円

特徴

- 騙しの電話が固定電話からスマートフォンへと変化し、被害が増加傾向にあります。
全国的に見てもニセ警察詐欺の接触ツールは携帯電話が多くを占めています。
- 令和7年の特殊詐欺被害を分析すると、59歳以下の被害が増加しています。
- SNSを利用している方は特に注意が必要です。
SNS上に表示されるバナー広告が投資詐欺の入口になっています。

お願い

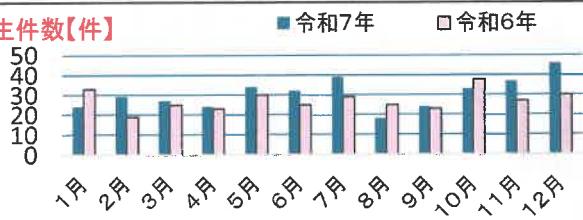
- 特殊詐欺やSNS型投資詐欺の増加予想
今年も特殊詐欺やSNS型投資ロマンス詐欺が増える可能性があります。
それは、スマートフォンやSNSを通じ、犯人と被害者との距離が近くなっているからです。
今後も物価高や株価、金利上昇など、「お金」に関する情報が増えると思われます。このような社会のニュースは、犯人にとって格好の材料であり、不安や欲望につけ込んで騙してきます。
- 今後、物価高対策として支援策が予定されています。
過去にも特別定額給付金が交付された際には、犯人から「助成金が振り込まれるがカードが古くて振込めない」と語り、キャッシュカードを騙し取る手口が発生していますので、注意が必要です。

2 交通事故の発生状況(12月末)

発生状況(暫定)

	令和7年	令和6年	増減
発生件数	367件	327件	+40件
死者数	1人	0人	+1人
負傷者数	403人	377人	+26人

発生件数【件】

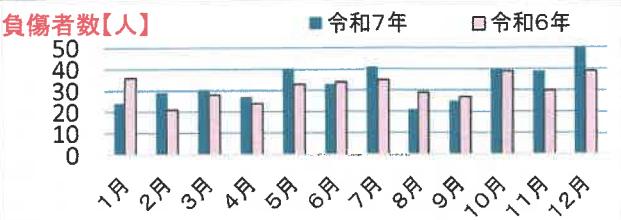


特徴

- 令和7年中の交通事故死者数は神奈川県が全國ワースト1位となりました。特に、
 - 右折時に対向から直進してきた二輪車と衝突
 - 右折時に交差点出口の横断歩行者と衝突した事故で亡くなる方が多く見られました。
- 例年、年末は交通事故が増加する傾向にあります、泉区内でも11月、12月と連續して交通事故が多発し、特に交差点での事故が昨年より+17件と大きく増加しました。

	令和7年	令和6年	増減
高齢者	149件	128件	+21件
二輪車(オートバイ)	112件	118件	-6件

負傷者数【人】



お願い

- 車には死角があり、交差点を曲がる際などの安全確認に大きな影響を及ぼしています。主に、
 - ピラー（フロントガラスの両端にある柱）と歩行者が重なって見えなかった
 - サイドミラーを見ながら左折したら、ミラーに映らないところにいた自転車を巻き込んでしまった
 といった事故が散見されますので、「だろう」運転ではなく周囲を複数回確認する、ミラーだけではなく直接目視するといった確実な安全確認をお願いします。



3 町名別発生状況(12月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
12月中	0	2	2	4	4	0	0	4	0	2	3	0	3	11	4	0	3	0	1	0	0	6	7	56
前年同期比	-1	-3	±0	-1	-2	-3	-2	-9	±0	-1	+2	±0	-3	+5	-1	±0	-2	-3	-1	-1	±0	+3	±0	-23
12月末	12	88	7	29	38	19	19	74	0	20	6	2	44	64	45	17	38	14	19	10	0	53	37	655
前年同期比	-3	+14	-10	±0	+4	+4	-2	-54	±0	+3	±0	-3	+14	+13	+11	+12	+4	+7	-5	+2	-1	+22	+26	+58

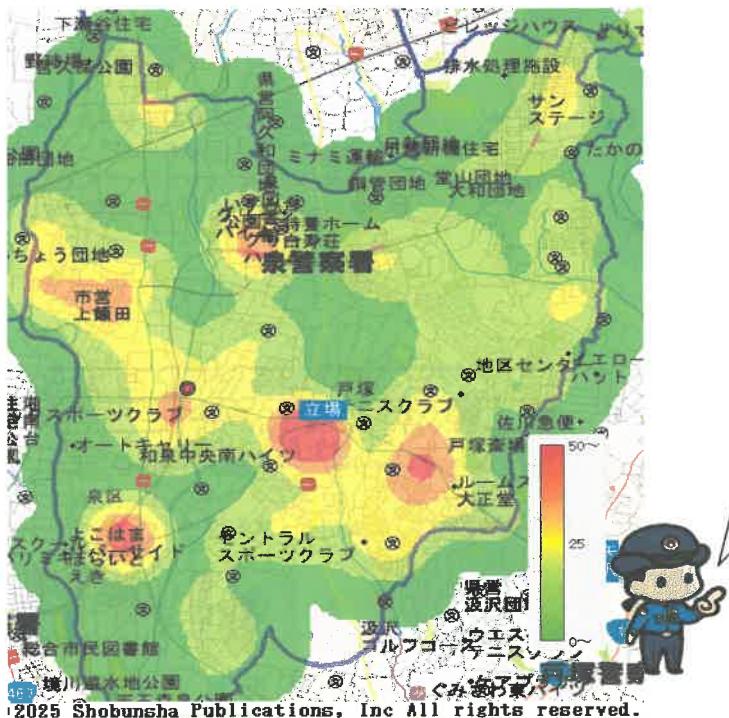
* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
12月中	0	7	3	3	4	3	2	5	0	1	0	2	1	1	2	1	2	1	1	1	0	6	
前年同期比	-1	+4	+2	+2	-1	+2	+2	-4	±0	±0	±0	+2	-1	+1	+1	-1	+2	+1	±0	+1	±0	+5	
12月末	10	36	26	23	28	17	6	59	0	10	1	10	10	18	22	15	12	25	7	14	12	0	16
前年同期比	-4	+8	+8	±0	+6	+5	+2	-6	-1	+1	-2	+5	+5	+4	+2	-2	+1	+1	+6	-3	±0	+5	

	環状4号	横浜 伊勢原線 (長後街道)	阿久和 鎌倉線 (かまくら みち)	瀬谷 柏尾線	弥生台 桜木町線	一般市道	その他	合計
12月中	5	5	2	2	2	28	2	46
前年同期比	-1	±0	-1	+2	+1	+14	+1	+16
12月末	40	43	23	14	5	229	13	367
前年同期比	-5	+1	±0	+7	±0	+31	+7	+41

令和7年認知件数カーネル分布図



今回は、令和7年認知件数のカーネル図を作成しました。

駅を中心として発生が多く見られます。

これは、自転車盗や万引きが増加した関係で、駐輪場やショッピングセンターのある地区に集中しているからです。

上飯田地区も同じでドラッグストアやスーパーでの万引き、自転車盗の増加が原因となっています。



お知らせ

泉警察署では、犯罪の発生情報などを泉区安全安心メールや「X」、ピーガルくん安全安心メールを利用して情報発信しています。下記のQRコードから登録することができますので、御登録お願いします。

泉警察署公式 「X」



「ピーガルくん安全メール」



泉区安全安心メール



資料16

泉区連長会資料
令和8年1月19日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和7年12月31日現在

火災状況

		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
火災件数		26	27	△ 1
火災種別	建物火災	15	16	△ 1
	車両火災	4	1	3
	その他火災	7	10	△ 3
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m ²)	523	317	206
	死者	0	1	△ 1
	負傷者	5	1	4

泉区内 主な火災原因	令和7年	令和6年	増△減
放火(疑い含む)	6	5	1
たばこ	5	3	2
電気機器	4	1	3
こんろ	3	2	1
火あそび	2	2	0
上記以外の火災原因	6	14	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況

		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
救急出場件数		10,109	10,495	△ 386
救急種別	急病	7,033	7,466	△ 433
	交通事故	355	365	△ 10
	一般負傷	1,853	1,830	23
	その他	868	834	34

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	1
緑園地区	1
新橋地区	1
和泉北部地区	2
和泉中央地区	2
下和泉地区	1

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	6
上飯田団地地区	5
いちょう団地地区	1
中田地区	4
しらゆり地区	1
その他	0

泉区連合自治会町内会長 各位

泉区選挙管理委員会委員長

第 51 回衆議院議員総選挙における投票管理者及び投票立会人の推薦について（依頼）

日頃より、各種選挙の執行にあたり、格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 2 月 執行想定の第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査につきまして、円滑な執行のために投票管理者・投票立会人の推薦等の御力添えを賜りたくお願い申し上げます。

1 日程

	2月8日執行の場合	2月15日執行の場合
公示日	令和8年1月27日(火)	令和8年2月3日(火)
投票	令和8年2月8日(日) 7時00分～20時00分	令和8年2月15日(日) 7時00分～20時00分
開票	同上(即日開票) 21時15分～	同上(即日開票) 21時15分～

期日前投票所 設置場所（予定）	受付期間・時間	
	2月8日執行の場合	2月15日執行の場合
区役所	期間 1月28日(水)～2月7日(土) (11日間)	期間 2月4日(水)～2月14日(土) (11日間)
	時間 8時30分～20時00分	
臨時 (立場地区センター)	期間 1月31日(土)～2月7日(土) (8日間)	期間 2月7日(土)～2月14日(土) (8日間)
	時間 9時30分～20時00分	

2 依頼事項

別紙「投票管理者・投票立会人 推薦要領」に基づき、投票管理者（当日投票所）、投票立会人（当日投票所）、投票立会人（期日前投票所）の御推薦をお願いします。

(1) 期日前投票所の投票立会人の推薦

御推薦いただく日数・人数については、資料 1 「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数」を御参照ください。

様式 1 「期日前投票所 投票立会人 推薦書」により、投票立会人（期日前投票所）を御推薦ください。

(2) 当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦

御推薦いただく人数については、資料 2 「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数」を御参照ください。

様式 2 「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書」により、投票管理者（当日投票所）及び投票立会人（当日投票所）を御推薦ください。

なお、投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担っていただくことが望ましいと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。(交替制の場合：前半：7時00分～13時30分／後半：13時30分～20時00分)

(3) 推薦書の提出期限

様式1「期日前投票所 投票立会人 推薦書」及び 様式2「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書」を、1月21日（水）必着で、同封の返信用封筒にて、泉区選挙管理委員会（横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号）宛に御提出ください。

(4) 御推薦者の変更

従事日に体調不良等で止むを得ず従事できない場合は、大変恐縮ですが、各連合自治会町内会から代替の従事者を御推薦くださいますようお願いします。

3 投票管理者打合せ会

次のとおり、「投票管理者・事務主任打合せ会」の開催を予定しております。投票管理者の皆様に御出席いただきますので、御推薦された方にお伝えください。交替制とする場合は、お二人とも御出席ください。

詳細につきましては、後日、泉区選挙管理委員会から投票管理者様宛に個別に通知します。

なお、投票立会人の打合せ会はありません。御推薦いただいた後に、選任通知とともに「投票立会人の心構え」をお送りします。

<投票管理者・事務主任打合せ会>

【日時】令和8年1月29日（木）16時00分～17時00分（予定）

【場所】泉区役所4階 4ABC会議室

4 告示について

公職選挙法施行令第25条の規定に基づき、投票管理者につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。

5 民間従事者の確保について

投票管理者様には、当日投票所の民間従事者を御推薦いただきます。つきましては、【投票管理者宛】資料1「投票所民間従事者の確保について」、資料2「当日投票所民間従事者 推薦依頼人数」及び【投票管理者宛】様式1「投票所民間従事者名簿」を、投票管理者の方にお渡しいただきますようお願いいたします。

6 報酬額について

区分	職名	報酬額
当日投票所	投票管理者	14,700円／日
	投票立会人	13,600円／日
期日前投票所	投票立会人	12,500円／日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職名	投票時間	報酬額
投票管理者	前半：7:00～13:30	7,350円
	後半：13:30～20:00	7,350円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,800円
	後半：13:30～20:00	6,800円

7 添付書類

- (1) 投票管理者・投票立会人 推薦要領（別紙）
- (2) 期日前投票所 投票立会人 推薦書（様式1）
- (3) 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書（様式2）
- (4) 期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数（資料1）
- (5) 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数（資料2）
- (6) 泉区投票所及び投票区域一覧表（資料3）
- (7) 投票所民間従事者の確保について（【投票管理者宛】資料1）
- (8) 当日投票所民間従事者 推薦依頼人数（【投票管理者宛】資料2）
- (9) 投票所民間従事者名簿（【投票管理者宛】様式1）

※資料（一部）及び様式は、泉区ホームページ「自治会町内会向け書式ダウンロード」のページに掲載しますので、御活用ください。

泉区選挙管理委員会事務室
(泉区総務課統計選挙係)
担当：益田、吉澤
電話：800-2315・2316
e-mail : iz-senkyo@city.yokohama.lg.jp

投票管理者・投票立会人 推薦要領

1 推薦依頼人数

別添「期日前投票所 投票立会人 推荐依頼人数（資料1）」及び「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推荐依頼人数（資料2）」のとおりです。

2 推薦にあたっての諸注意

(1) 投票管理者（当日投票所）

各投票所に1名置かれ、投票に関する事務（代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持など）を行う最高責任者です。

- ① 投票管理者につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 投票所における最高責任者という立場にありますので、公平・平等に管理執行できる方をお願いいたします。
- ③ 特定の候補者の親族又は親密な関係にある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ④ 投票管理者の方には、投票所に従事する民間従事者（アルバイト）の確保や事務打合せ会への出席、投票所施設との打合せ、投票日前日の投票所設営の立会い、投票箱の開票所への送致などをお願いたします。

(2) 投票立会人（当日投票所）

有権者を代表して、選挙事務の執行（投票手続の立会、投票箱の開票所への送致など）に立ち会い、選挙が公正に行われるよう監視します。

- ① 当日投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（午前7時～午後8時）の執行が公正に行われるよう監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

また、投票立会人2名のうち1名の方には、投票管理者と一緒に、投票箱の開票所への送致をお願いいたします。

(3) 投票立会人（期日前投票所）

- ① 期日前投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（区役所は8時30分～20時00分、臨時期日前投票所（立場）は9時30分～20時00分）の執行が公正に行われるよう監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

3 報酬

区分	職名	報酬額
当日投票所	投票管理者	14,700円／日
	投票立会人	13,600円／日
期日前投票所	投票立会人	12,500円／日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職名	投票時間	報酬額
投票管理者	前半：7:00～13:30	7,350円
	後半：13:30～20:00	7,350円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,800円
	後半：13:30～20:00	6,800円

4 告示について

公職選挙法施行令第25条の規定に基づき、投票管理者に選任された方につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。

様式1
(2月8日執行)
《中川連合町内会》

第51回衆議院議員総選挙 期日前投票所投票立会人 推薦書
(2月8日執行)

期 日	場 所	住 所	フリガナ 氏 名	電話番号
1/31 (土)	区役所			
2/2 (月)	区役所			
2/4 (水)	区役所			

上記のとおり推薦します。

令和8年 月 日

提出先

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長 高梨 勉

中川連合町内会

会長

【掲載予定先】
泉区役所ホームページ > 自治会町内会向け書式ダウンロード > 第51回衆議院議員総選挙に関する書式
(ダウンロードページへ)

様式1
(2月15日執行)
《中川連合町内会》

第51回衆議院議員総選挙 期日前投票所投票立会人 推薦書
(2月15日執行)

期 日	場 所	住 所	フリガナ 氏 名	電話番号
2/7 (土)	区役所			
2/9 (月)	区役所			
2/11 (水・祝)	区役所			

上記のとおり推薦します。

令和8年 月 日

提出先

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長 高梨 勉

中川連合町内会

会長

【掲載予定先】
泉区役所ホームページ > 自治会町内会向け書式ダウンロード > 第51回衆議院議員総選挙に関する書式
(ダウンロードページへ)

**第51回衆議院議員総選挙 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書
(2月8日執行)**

投票区		住 所	(フリガナ) 氏 名	電話番号	
7	投票管理者	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」			
	投票立会人	一人目	「午後から交替となる場合は記載してください。」		
		二人目	「午後から交替となる場合は記載してください。」		
8	投票管理者	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」			
	投票立会人	一人目	「午後から交替となる場合は記載してください。」		
		二人目	「午後から交替となる場合は記載してください。」		
9	投票管理者	「午後から交替となる場合は記載してください。」			
	投票立会人	一人目	「午後から交替となる場合は記載してください。」		
		二人目	「午後から交替となる場合は記載してください。」		
24	投票管理者	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」			
	投票立会人	一人目	「午後から交替となる場合は記載してください。」		
		二人目	「午後から交替となる場合は記載してください。」		

【從事時間】 7時00分～20時00分
(交替制とする場合は、前半：7時00分～13時30分、後半：13時30分～20時00分)

上記のとおり推薦します。
令和8年 月 日

提出先
横浜市泉区選挙管理委員会
委員長 高梨 勉

《中川連合町内会》

会長 _____

【掲載予定先】
泉区役所ホームページ > 自治会町内会向け書式ダウンロード > 第51回衆議院議員総選挙に関する書式（ダウンロードページへ）

**第51回衆議院議員総選挙 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書
(2月15日)**

投票区		住 所	(フリガナ) 氏 名	電話番号
7	投票管理者	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	一人目	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	投票立会人	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	二人目	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
8	投票管理者	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	一人目	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	投票立会人	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	二人目	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
9	投票管理者	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	一人目	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	投票立会人	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	二人目	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
24	投票管理者	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	一人目	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	投票立会人	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		
	二人目	「午後から交替となる場合のみ記載してください。」		

【從事時間】 7時00分～20時00分
(交替制とする場合は、前半：7時00分～13時30分、後半：13時30分～20時00分)

上記のとおり推薦します。
令和8年 月 日

提出先
横浜市泉区選挙管理委員会
委員長 高梨 勉

《中川連合町内会》

会長 _____

【掲載予定先】
泉区役所ホームページ > 自治会町内会向け書式ダウンロード > 第51回衆議院議員総選挙に関する書式（ダウンロードページへ）

**第51回衆議院議員総選挙 期日前投票所投票立会人 推薦依頼人数
(2月8日執行の場合)**

連合自治会町内会	期日前投票所	期日	日数	推薦依頼人数 (日数×2人)
中川連合町内会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	1月 31日(土) 2月 2日(月) 4日(水)	3日	6人
緑園連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	2月 6日(金)	1日	2人
新橋連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	1月 29日(木)	1日	2人
和泉北部連合自治会	—			
和泉中央連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	1月 28日(水) 2月 3日(火) 7日(土)	3日	6人
	立場地区センター 2階中・小会議室	2月 5日(木)	1日	2人
下和泉連合町内会	立場地区センター 2階中・小会議室	2月 3日(火)	1日	2人
富士見が丘連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	2月 1日(日)	1日	2人
上飯田連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	1月 30日(金) 2月 5日(木)	2日	4人
上飯田団地連合自治会	—			
いちょう団地連合自治会	—			
中田連合自治会	立場地区センター 2階中・小会議室	1月 31日(土) 2月 1日(日) 2日(月) 6日(金) 7日(土)	5日	10人
しらゆり連合自治会	立場地区センター 2階中・小会議室	2月 4日(水)	1日	2人

※推薦依頼日数は、令和6年10月27日執行 第50回衆議院議員総選挙の各期日前投票所における、連合自治会町内会ごとの投票者数に基づいて算出しています。御理解くださいますようお願いいたします。

第51回衆議院議員総選挙 期日前投票所投票立会人 推薦依頼人数

(2月15日執行の場合)

連合自治会町内会	期日前投票所	期日	日数	推薦依頼人数 (日数×2人)
中川連合町内会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	7日(土) 2月 9日(月) 11日(水・祝)	3日	6人
緑園連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	2月 13日(金)	1日	2人
新橋連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	2月 5日(木)	1日	2人
和泉北部連合自治会	—			
和泉中央連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	4日(水) 2月 10日(火) 14日(土)	3日	6人
	立場地区センター 2階中・小会議室	2月 12日(木)	1日	2人
下和泉連合町内会	立場地区センター 2階中・小会議室	2月 10日(火)	1日	2人
富士見が丘連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	2月 8日(日)	1日	2人
上飯田連合自治会	横浜市泉区役所 1階1A会議室	2月 6日(金) 12日(木)	2日	4人
上飯田団地連合自治会	—			
いちょう団地連合自治会	—			
中田連合自治会	立場地区センター 2階中・小会議室	7日(土) 8日(日) 2月 9日(月) 13日(金) 14日(土)	5日	10人
しらゆり連合自治会	立場地区センター 2階中・小会議室	2月 11日(水・祝)	1日	2人

※推薦依頼日数は、令和6年10月27日執行 第50回衆議院議員総選挙の各期日前投票所における、連合自治会町内会ごとの投票者数に基づいて算出しています。御理解くださいますようお願いいたします。

第51回衆議院議員総選挙
当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数

連合自治会町内会等	投票区	投票所	推薦依頼人数(人)	
			投票管理者	投票立会人
中川連合町内会	7	緑園自治会館	0	1
	8	岡津町内会館	1	2
	9	領家中学校	0	1
	24	西が岡自治会館	1	2
	計		2人	6人
緑園連合自治会	7	緑園自治会館	1	1
	25	緑園学園	1	2
	計		2人	3人
新橋連合自治会	6	新橋連合自治会館	1	2
	28	新橋小学校	1	2
	計		2人	4人
和泉北部連合自治会	3	ひなた山第二自治会館	0	1
	4	いづみ野小学校	1	1
	計		1人	2人
和泉中央連合自治会	4	いづみ野小学校	0	1
	12	中和田中学校	0	2
	13	泉区総合庁舎	1	1
	15	中和田小学校	1	1
	16	伊勢山小学校	1	0
	26	和泉小学校	1	2
	計		4人	7人
下和泉連合町内会	16	伊勢山小学校	0	1
	21	下和泉小学校	1	2
	22	泉が丘中学校	1	1
	23	中和田南小学校	0	1
	計		2人	5人

富士見が丘連合自治会	22	泉が丘中学校	0	1
	23	中和田南小学校	1	1
	27	下和泉住宅自治会館	1	2
	計		2人	4人
上飯田連合自治会	2	飯田北いちょう小学校	1	2
	3	ひなた山第二自治会館	1	1
	13	泉区総合庁舎	0	1
	14	上飯田小学校	0	1
	15	中和田小学校	0	1
	計		2人	6人
上飯田団地連合自治会	14	上飯田小学校	1	1
	計		1人	1人
いちょう団地連合自治会	1	いちょう団地第二集会所	1	2
	計		1人	2人
中田連合自治会	10	富士見丘自治会館	1	2
	11	東中田小学校	1	1
	12	中和田中学校	1	0
	16	伊勢山小学校	0	1
	17	中田小学校	1	2
	18	しらゆり集会所	1	2
	19	葛野小学校	1	2
	20	高砂自治会館	1	2
	計		7人	12人
しらゆり連合自治会	9	領家中学校	1	1
	11	東中田小学校	0	1
	計		1人	2人
弥生台自治会	5	弥生台自治会館	1	2
	計		1人	2人
合計			28人	56人

泉区 投票所及び投票区域一覧表

投票区	投票所	投票区域
1	いちょう団地第二集会所	いちょう団地(上飯田町2,619番地、2,670番地、3,490番地)
2	飯田北いちょう小学校	上飯田町2,250番地から2,405番地まで、2,598番地から2,636番地まで(ただし、いちょう団地を除く)、2,664番地から4,639番地まで(ただし、いちょう団地を除く)、4,643番地、4,724番地から4,807番地まで
3	ひなた山第二自治会館	和泉町7,315番地から7,330番地まで、7,405番地から7,419番地まで、7,510番地から7,512番地まで、上飯田町4,640番地から4,642番地まで、4,644番地から4,723番地まで、4,808番地から4,811番地まで
4	いづみ野小学校	和泉町5,600番地から5,635番地まで、5,638番地から5,660番地まで、5,669番地から5,699番地まで、5,731番地から5,740番地まで、5,982番地、5,993番地から7,314番地まで、7,331番地から7,404番地まで、7,420番地から7,509番地まで、7,513番地から7,907番地まで
5	弥生台自治会館	弥生台
6	新橋連合自治会館	新橋町1番地から779番地まで、1,053番地から1,058番地まで、1,065番地から1,074番地まで、1,101番地の3から1,101番地の11まで、1,101番地の13、1,101番地の14、1,101番地の16から1,109番地まで、1,117番地から2,094番地まで、2,118番地の4
7	緑園自治会館	岡津町2,777番地の10、2,790番地から2,833番地まで、3,013番地、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目
8	岡津町内会館	岡津町1番地から650番地まで、690番地から695番地まで、1,201番地から1,240番地まで、1,246番地から1,799番地まで、1,901番地から2,789番地まで(ただし、2,777番地の10を除く)、2,834番地から3,012番地まで、3,014番地以降
9	領家中学校	岡津町651番地から689番地まで、696番地から1,004番地まで、1,011番地から1,127番地まで、1,129番地から1,154番地まで、白百合一丁目、白百合二丁目、白百合三丁目(ただし、2番目から18号までを除く)、中田東四丁目14番(ただし、17号から31号までを除く)、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目
10	富士見丘自治会館	中田町3,344番地から3,364番地まで、3,368番地から3,377番地まで、3,383番地から3,461番地まで、中田東四丁目13番から4号まで、14番7号から31号まで、15番から34番まで、37番6号から13号まで、38番から42番まで、44番、66番10号から20号まで、中田北三丁目7番から41番まで、46番以降、岡津町1,128番地、1,155番地から1,200番地まで、1,800番地から1,900番地まで
11	東中田小学校	中田町1,766番地、1,815番地、1,829番地、2,063番地、2,122番地、3,028番地から3,119番地まで、3,333番地、中田北二丁目6番、12番から20番まで、23番から25番2号まで、26番以降、中田東三丁目5番から12番まで、18番から20番まで、中田東四丁目1番から2番まで、13番(ただし、1号から4号までを除く)、35番、36番、37番(ただし、6号から13号までを除く)、43番、45番以降(ただし、66番10号から20号までを除く)、中田北一丁目29番3号から14号まで、中田北二丁目2番、10番から20番まで、21番(ただし、1号から11号までを除く)、22番、23番、24番13号、25番(ただし、6号から10号までを除く)、26番以降、中田北三丁目1番から6番まで、42番から45番まで
12	中和田中学校	和泉町3,849番地から3,857番地まで、4,042番地、4,051番地から4,258番地まで、4,263番地の3、4,267番地、4,271番地、4,272番地、4,369番地から4,418番地まで、和泉中央北一丁目1番から9番11号まで、10番30号から11番5号まで、11番5号から12番2号まで、12番19号以降、42番、和泉中央北二丁目1番から46番まで、和泉中央北三丁目1番から5番7号まで、11番から21番まで、23番17号から23号まで、24番から46番まで、中田町2,361番地から2,507番地まで、2,668番地から3,027番地まで、3,462番地、3,463番地、中田北一丁目(ただし、29番3号から14号までを除く)、中田北二丁目1番(ただし、1号を除く)、21番から11号まで、24番(ただし、13号を除く)、25番6号から10号まで
13	泉区総合庁舎	和泉町4,419番地から4,699番地まで、4,720番地から5,099番地まで、和泉中央北三丁目5番8号から10番まで、22番1号から23番16号まで、23番24号以降、和泉中央北四丁目3番から12番まで、15番から46番まで、和泉中央北五丁目1番から29番まで、上飯田町929番地から1,120番地まで
14	上飯田小学校	上飯田町698番地から779番地まで、1,121番地から2,249番地まで、2,406番地から2,597番地まで、2,637番地から2,663番地まで
15	中和田小学校	和泉町2,981番地から3,135番地まで、3,201番地から3,845番地まで、ゆめが丘1番地から15番地まで、和泉中央北四丁目1番、2番、13番、14番、和泉中央南三丁目1番(ただし、1号から65号までを除く)、3番、4番、20番、21番、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、上飯田町1番地から697番地まで、780番地から928番地まで
16	伊勢山小学校	中田町2,351番地、2,592番地、和泉町2,090番地、2,092番地、2,734番地、2,737番地、2,739番地、2,742番地から2,793番地の3まで、2,794番地から2,794番地の7まで、2,795番地から2,795番地の26まで、2,796番地から2,980番地まで、3,846番地から3,848番地まで、3,858番地から4,041番地まで、4,043番地から4,050番地まで、和泉が丘二丁目1番(ただし、17号から26号までを除く)、和泉が丘三丁目1番から5番まで、35番、36番、和泉中央南一丁目1番から41番まで、和泉中央南二丁目、和泉中央南三丁目1番から65号まで、2番、5番から19番まで、22番以降、中田北二丁目1番から9号まで、中田西一丁目1番から12番まで、13番(ただし、5号を除く)、14番から17番まで、中田西二丁目1番、6番、7番(ただし、3号から29号までを除く)
17	中田小学校	中田町1,914番地から1,952番地まで、中田東三丁目15番から17番まで、21番以降、中田北二丁目3番から9番まで、中田西一丁目13番5号、中田西二丁目3番から5番まで、6番3号から29号まで、7番から21番まで、中田西三丁目1番から3番まで、4番3号、12番(ただし、1号から4号までを除く)、中田南二丁目18番から21番まで、中田南三丁目3番15号から23号まで、7番から22番まで、24番(ただし、12号から23号までを除く)、25番、26番、中田南四丁目1番から17番まで、18番1号から22号号まで、19番から27番まで、28番17号から24号まで
18	しらゆり集会所	中田町1,610番地から1,749番地まで、中田東一丁目、中田東二丁目1番から5番まで、7番から11番まで、21番、22番、25番(ただし、1号から2号までを除く)、中田東三丁目1番から4番まで、13番、14番、中田南一丁目1番から33番まで、中田南二丁目1番から4番まで、9番から14番まで、9番から17番まで、中田南三丁目1番、2番、3番(ただし、15号から23号までを除く)、4番から6番まで
19	葛野小学校	中田西二丁目26番、27番、28番1号から46号まで、29番から32番まで、33番26号、中田西四丁目35番1号、22号、23号、32号から40号まで、36番、37番、38番から23号まで、中田南一丁目4番以降、中田南二丁目5番から8番まで、22番以降、中田南三丁目23番、24番12号から23号まで、27番以降、中田南四丁目18番(ただし、1号から22号までを除く)、28番以降(ただし、28番17号から24号までを除く)、中田南五丁目1番から58番まで、60番、61番
20	高砂自治会館	和泉町1,991番地の24、1,991番地の26、1,991番地の27、1,991番地の33、1,992番地(ただし、1から8までを除く)、1,997番(ただし、1から2までを除く)、2,019番地、2,021番地の25から30まで、2,023番地(ただし、1から15までを除く)、2,793番地(ただし、1から3までを除く)、2,794番地(ただし、1から7までを除く)、2,795番地(ただし、1から26までを除く)、7,908番地以降、中田町1番地から125番地まで、和泉が丘一丁目2番、3番、5番、6番、和泉中央南一丁目42番以降、中田西一丁目8番以降、中田西二丁目22番から25番まで、28番(ただし、1号から46号までを除く)、33番以降(ただし33番26号を除く)、中田西三丁目4番(ただし、3号を除く)、5番から11番まで、12番から4号まで、13番以降、中田西四丁目1番から34番まで、35番(ただし、1号、2号、22号、23号、32号から40号までを除く)、38番24号以降、中田南五丁目59番、62番以降
21	下和泉小学校	和泉町1,321番地から1,346番地まで、1,380番地から1,443番地まで、1,452番地から1,513番地まで、1,543番地の1から1,568番地の4まで、1,574番地の1から1,586番地の10まで、1,586番地の15から1,592番地の22まで、1,592番地の30、1,592番地の31、1,593番地の5、1,593番地の15から18まで、1,617番地から1,618番地の1まで、1,618番地の4から1,629番地まで、1,691番地の14、1,693番(ただし、12、16、18、20から25までを除く)、1,694番地(ただし、2、4から12まで、15から17まで、30から32まで、38、39を除く)、1,712番地から1,729番地まで、1,800番地から1,990番地まで、1,991番地(ただし、24、26、27、33を除く)、1,992番地(ただし、9以降を除く)、1,993番地から1,996番地まで、1,997番地(ただし、3以降を除く)、1,998番地から2,012番地まで、2,013番地から2,018番地まで(ただし、2,013番地の4を除く)、2,020番地、2,022番地、和泉が丘一丁目4番、7番、8番、9番3号以降、下和泉三丁目23番から25番まで、下和泉四丁目16番(ただし、29号から38号までを除く)、17番(ただし、23号から32号までを除く)、18番から20号まで、19番、22番(ただし、15号から20号までを除く)、23番から17号まで、24番以降、下和泉五丁目5番から17号まで、7番4号から8番8号まで、11番から18番まで、19番(ただし、12号から14号までを除く)、20番、21番、22番(ただし、13号から17号までを除く)
22	泉が丘中学校	和泉町1,347番地から1,379番地まで、1,444番地から1,451番地まで、2,013番地の4、2,021番地(ただし、25から30までを除く)、2,023番地(ただし、16以降を除く)、2,024番地から2,089番地まで、2,091番地、2,093番地から2,733番地まで、2,735番地、2,736番地、2,738番地、2,741番地、3,136番地から3,153番地まで、3,157番地から3,164番地まで、3,175番地から3,188番地まで、3,192番地から3,200番地まで、和泉が丘一丁目1番、9番から2号まで、和泉が丘二丁目1番17号から26号まで、2番以降、和泉が丘三丁目6番から34番まで、37番以降
23	中和田南小学校	和泉町1番地から400番地まで、511番地から528番地まで、696番地から1,320番地まで、3,154番地から3,156番地まで、3,165番地から3,174番地まで、3,189番地から3,191番地まで、下飯田町、ゆめが丘16番地以降、下和泉一丁目13番から17号まで、26号以降
24	西が岡自治会館	岡津町1,005番地から1,010番地まで、1,241番地から1,245番地まで、桂坂、白百合三丁目2番12号から18号まで、西が岡一丁目、西が岡二丁目、西が岡三丁目
25	緑園学園	池の谷、緑園四丁目、緑園五丁目、緑園六丁目、緑園七丁目
26	和泉小学校	和泉町4,259番地から4,368番地まで(ただし、4,263番地の3、4,263番地の12、4,267番地、4,271番地を除く)、4,700番地から4,719番地まで、5,100番地から5,599番地まで、5,636番地、5,637番地、5,661番地から5,668番地まで、5,700番地から5,730番地まで、5,741番地から5,981番地まで、5,983番地から5,992番地まで、和泉中央北一丁目9番12号から10番29号まで、11番6号から14号まで、12番3号から18号まで、13番から41番まで、和泉中央北三丁目47番、和泉中央北六丁目1番から34番まで
27	下和泉住宅自治会館	和泉町401番地から510番地まで、529番地から695番地まで、1,514番地から1,543番地まで、1,568番地の5から1,574番地まで、1,586番地の11から14まで、1,592番地の23から29まで、1,592番地の32以降、1,593番地(ただし、5、15から18までを除く)、1,594番地から1,616番地まで、1,618番地の3、1,630番地から1,690番地まで、1,691番地(ただし、14を除く)、1,692番地(ただし、1から11まで、13から15まで、17、19、26以降を除く)、1,694番地(ただし、1から3まで、13、14、18から29まで、33から37まで、40以降を除く)、1,695番地から1,711番地まで、1,730番地から1,799番地まで、下和泉一丁目1番から25号まで、13番18号から25号まで、18番29号から38号まで、17番23号から32号まで、18番(ただし、1号から20号までを除く)、20番、21番、22番15番号から20号まで、23番(ただし、1号から17号までを除く)、18番(ただし、1号から4番まで、5番から18号まで、19番(ただし、7番7号から14号まで、20番18号まで、21番19号から20番まで、22番21号から22番まで、23番12号から24番まで、24番25号から26番まで、25番26号から27番まで、26番27号から28番まで、27番28号から29番まで、28番29号から30番まで、29番30号から31番まで、30番31号から32番まで、31番32号から33番まで、32番33号から34番まで、33番34号から35番まで、34番35号から36番まで、35番36号から37番まで、36番37号から38番まで、37番38号から39番まで、38番39号から40番まで、39番40号から41番まで、40番41号から42番まで、41番42号から43番まで、42番43号から44番まで、43番44号から45番まで、44番45号から46番まで、45番46号から47番まで、46番47号から48番まで、47番48号から49番まで、48番49号から50番まで、49番50号から51番まで、50番51号から52番まで、51番52号から53番まで、52番53号から54番まで、53番54号から55番まで、54番55号から56番まで、55番56号から57番まで、56番57号から58番まで、57番58号から59番まで、58番59号から60番まで、59番60号から61番まで、60番61号から62番まで、61番62号から63番まで、62番63号から64番まで、63番64号から65番まで、64番65号から66番まで、65番66号から67番まで、66番67号から68番まで、67番68号から69番まで、68番69号から70番まで、69番70号から71番まで、70番71号から72番まで、71番72号から73番まで、72番73号から74番まで、73番74号から75番まで、74番75号から76番まで、75番76号から77番まで、76番77号から78番まで、77番78号から79番まで、78番79号から80番まで、79番80号から81番まで、80番81号から82番まで、81番82号から83番まで、82番83号から84番まで、83番84号から85番まで、84番85号から86番まで、85番86号から87番まで、86番87号から88番まで、87番88号から89番まで、88番89号から90番まで、89番90号から91番まで、90番91号から92番まで、91番92号から93番まで、92番93号から94番まで、93番94号から95番まで、94番95号から96番まで、95番96号から97番まで、96番97号から98番まで、97番98号から99番まで、98番99号から100番まで、99番100号から101番まで、100番101号から102番まで、101番102号から103番まで、102番103号から104番まで、103番104号から105番まで、104番105号から106番まで、105番106号から107番まで、106番107号から108番まで、107番108号から109番まで、108番109号から110番まで、109番110号から111番まで、110番111号から112番まで、111番112号から113番まで、112番113号から114番まで、113番114号から115番まで、114番115号から116番まで、115番116号から117番まで、116番117号から118番まで、117番118号から119番まで、118番119号から120番まで、119番120号から121番まで、120番121号から122番まで、121番122号から123番まで、122番123号から124番まで、123番124号から125番まで、124番125号から126番まで、125番126号から127番まで、126番127号から128番まで、127番128号から129番まで、128番129号から130番まで、129番130号から131番まで、130番131号から132番まで、131番132号から133番まで、132番133号から134番まで、133番134号から135番まで、134番135号から136番まで、135番136号から137番まで、136番137号から138番まで、137番138号から139番まで、138番139号から140番まで、139番140号から141番まで、140番141号から142番まで、141番142号から143番まで、142番143号から144番まで、143番144号から145番まで、144番145号から146番まで、145番146号から147番まで、146番147号から148番まで、147番148号から149番まで、148番149号から150番まで、149番150号から151番まで、150番151号から152番まで、151番152号から153番まで、152番153号から154番まで、153番154号から155番まで、154番155号から156番まで、155番156号から157番まで、156番157号から158番まで、157番158号から159番まで、158番159号から160番まで、159番160号から161番まで、160番161号から162番まで、161番162号から163番まで、162番163号から164番まで、163番164号から165番まで、164番165号から166番まで、165番166号から167番まで、166番167号から168番まで、167番168号から169番まで、168番169号から170番まで、169番170号から171番まで、170番171号から172番まで、171番172号から173番まで、172番173号から174番まで、173番174号から175番まで、174番175号から176番まで、175番176号から177番まで、176番177号から178番まで、177番178号から179番まで、178番179号から180番まで、179番180号から181番まで、180番181号から182番まで、181番182号から183番まで、182番183号から184番まで、183番184号から185番まで、184番185号から186番まで、185番186号から187番まで、186番187号から188番まで、187番188号から189番まで、188番189号から190番まで、189番190号から191番まで、190番191号から192番まで、191番192号から193番まで、192番193号から194番まで、193番194号から195番まで、194番195号から196番まで、195番196号から197番まで、196番197号から198番まで、197番198号から199番まで、198番199号から200番まで、199番200号から201番まで、200番201号から202番まで、201番202号から203番まで、202番203号から204番まで、203番204号から205番まで、204番205号から206番まで、205番206号から207番まで、206番207号から208番まで、207番208号から209番まで、208番209号から210番まで、209番210号から211番まで、210番211号から212番まで、211番212号から213番まで、212番213号から214番まで、213番214号から215番まで、214番215号から216番まで、215番216号から217番まで、216番217号から218番まで、217番218号から219番まで、218番219号から220番まで、219番220号から221番まで、220番221号から222番まで、221番222号から223番まで、222番223号から224番まで、223番224号から225番まで、224番225号から226番まで、225番226号から227番まで、226番227号から228番まで、227番228号から229番まで、228番229号から230番まで、229番230号から231番まで、230番231号から232番まで、231番232号から233番まで、232番233号から234番まで、233番234号から235番まで、234番235号から236番まで、235番236号から237番まで、236番237号から238番まで、237番238号から239番まで、238番239号から240番まで、239番240号から241番まで、240番241号から242番まで、241番242号から243番まで、242番243号から244番まで、243番244号から245番まで、244番245号から246番まで、245番246号から247番まで、246番247号から248番まで、247番248号から249番まで、248番249号から250番まで、249番250号から251番まで、250番251号から252番まで、251番252号から253番まで、252番253号から254番まで、253番254号から255番まで、254番255号から256番まで、255番256号から257番まで、256番257号から258番まで、257番258号から259番まで、258番259号から260番まで、259番260号から261番まで、260番261号から262番まで、261番262号から263番まで、262番263号から264番まで、263番264号から265番まで、264番265号から266番まで、265番266号から267番まで、266番267号から268番まで、267番268号から269番まで、268番269号から270番まで、269番270号から271番まで、270番271号から272番まで、271番272号から273番まで、272番273号から274番まで、273番274号から275番まで、274番275号から276番まで、275番276号から277番まで、276番277号から278番まで、277番278号から279番まで、278番279号から280番まで、279番280号から281番まで、280番281号から282番まで、281番282号から283番まで、282番283号から284番まで、283番284号から285番まで、284番285号から286番まで、285番286号から287番まで、286番287号から288番まで、287番288号から289番まで、288番289号から290番まで、289番290号から291番まで、290番291号から292番まで、291番292号から293番まで、292番293号から294番まで、293番294号から295番まで、294番295号から296番まで、295番296号から297番まで、296番297号から298番まで、297番298号から299番まで、298番299号から300番まで、299番300号から301番まで、300番301号から302番まで、301番302号から303番まで、302番303号から304番まで、303番304号から305番まで、304番305号から306番まで、305番306号から307番まで、306番307号から308番まで、307番308号から309番まで、308番309号から310番まで、309番310号から311番まで、310番311号から312番まで、311番312号から313番まで、312番313号から314番まで、313番314号から315番まで、314番315号から316番まで、315番316号から317番まで、316番317号から318番まで、317番318号から319番まで、318番319号から320番まで、319番320号から321番まで、320番321号から322番まで、321番322号から323番まで、322番323号から324番まで、323番324号から325番まで、324番325号から326番まで、325番326号から327番まで、326番327号から328番まで、327番328号から329番まで、328番329号から330番まで、329番330号から331番まで、330番331号から332番まで、331番332号から333番まで、332番333号から334番まで、333番334号から335番まで、334番335号から336番まで、335番336号から337番まで、336番337号から338番まで、337番338号から339番まで、338番339号から340番まで、339番340号から341番まで、340番341号から342番まで、341番342号から343番まで、342番343号から344番まで、343番344号から345番まで、344番345号から346番まで、345番346号から347番まで、346番347号から348番まで、347番348号から349番まで、348番349号から350番まで、349番350号から351番まで、350番351号から352番まで、351番352号から353番

投票所民間従事者の確保について

投票管理者の皆様におかれましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、投票所民間従事者の人員を確保いただくようお願いいたします。

1 投票所民間従事者名簿の作成

【投票管理者宛：資料2】当日投票所民間従事者 推薦依頼人数」をご参照のうえ、投票所民間従事者を確保いただき、「【投票管理者宛：様式1】投票所民間従事者名簿」を作成してください。

「投票所民間従事者名簿」（様式1）は、投票管理者・事務主任打合せ会の当日、受付（泉区選挙管理委員会事務室）に御提出ください。

2 投票管理者・事務主任打合せ会

- | | |
|---------|--|
| (1) 日 時 | 令和8年1月29日（木） 午後4時00分から午後5時00分まで（予定） |
| (2) 場 所 | 泉区役所4階 4ABC会議室 |
| (3) 内 容 | 投票管理者の職務について
(説明後、事務主任との打合せを予定しています。) |

3 勤務条件

勤務日	<投票日前日> 2月7日（土）または 2月14日（土）	<投票日当日> 2月8日（日）または 2月15日（日）
勤務条件	○原則として、前日・当日ともに出勤できる方 ○高校生以上の方	
従事時間	2時間	14時間 (6時30分～20時30分)
賃金※	3,000円	22,100円 (源泉徴収後の金額)

※自宅から投票所までの間が1km以上あり、公共交通機関を利用される場合は、交通費（実費）を支給します。

4 従事内容

- 1 案内係：選挙人の案内、誘導等
- 2 受付係：パソコンによる選挙人と名簿との照合
- 3 投票用紙交付係：投票用紙の交付

【投票管理者宛】資料 1

5 その他

「投票所民間従事者名簿」の欄外に、「食事の調達希望」の欄を設けていますので、御活用ください。

(参考)

- ・投票所従事者（投票管理者・立会人・民間従事者・区職員）の昼食及び夕食代は支給されません（自己負担になります）。
- ・（投票所従事者は時間中みだりに投票所を離れることができず、また、投票所の施設内で食事を取っていただくことになるため、）お弁当等を持参される方を除き、食事の調達が必要になりますので、食事の調達方法等について、投票管理者様と区職員（事務主任）で御相談ください。

泉区選挙管理委員会事務室

（泉区総務課統計選挙係）

担当：益田、吉澤

電話：800-2315・2316

e-mail：iz-senkyo@city.yokohama.lg.jp

第51回衆議院議員総選挙 当日投票所民間従事者 推薦依頼人数

投票区	投票所	推薦依頼人数（人）	【参考】R 6 衆院選
1	いちょう団地第二集会所	8	8
2	飯田北いちょう小学校	8	8
3	ひなた山第二自治会館	8	8
4	いずみ野小学校	8	8
5	弥生台自治会館	8	8
6	新橋連合自治会館	8	8
7	緑園自治会館	8	8
8	岡津町内会館	8	8
9	領家中学校	8	8
10	富士見丘自治会館	8	8
11	東中田小学校	8	8
12	中和田中学校	8	8
13	泉区総合庁舎	8	8
14	上飯田小学校	8	8
15	中和田小学校	8	8
16	伊勢山小学校	8	8
17	中田小学校	8	8
18	しらゆり集会所	8	8
19	葛野小学校	8	8
20	高砂自治会館	8	8
21	下和泉小学校	8	8
22	泉が丘中学校	8	8
23	中和田南小学校	8	8
24	西が岡自治会館	8	8
25	緑園学園	9	9
26	和泉小学校	8	8
27	下和泉住宅自治会館	8	8
28	新橋小学校	8	8
合計		225	225

第51回衆議院議員総選挙 投票所民間従事者名簿

第_____投票区

	住所	氏名	電話番号	自宅から投票所までの経路（距離）	【参考】 食事の調達希望
例	岡津町〇〇〇一〇	和泉 太郎	XXX-XXXX	岡津～バス～弥生台駅	<input checked="" type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食
例	弥生台△△一△	横浜 花子	XXX-XXXX	徒歩	<input checked="" type="checkbox"/> 昼食 · <input checked="" type="checkbox"/> 夕食
1					<input type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食
2					<input type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食
3					<input type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食
4					<input type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食
5					<input type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食
6					<input type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食
7					<input type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食
8					<input type="checkbox"/> 昼食 · <input type="checkbox"/> 夕食

【掲載予定先】

泉区役所ホームページ > 自治会町内会向け書式ダウンロード > 第51回衆議院議員総選挙
に関する書式（ダウンロードページへ）